

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年12月3日提出
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【電話番号】	03-6205-0911
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・年金プラン30 三井住友・年金プラン50 三井住友・年金プラン70
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	三井住友・年金プラン30 1兆円を上限とします。 三井住友・年金プラン50 1兆円を上限とします。 三井住友・年金プラン70 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・年金プラン30

三井住友・年金プラン50

三井住友・年金プラン70

以下、上記3ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、「三井住友・年金プラン30」を「年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」を「年金プラン50」、「三井住友・年金プラン70」を「年金プラン70」という略称でいうことがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、それぞれ「年金30」、「年金50」、「年金70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年12月4日から2026年6月3日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数) を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金
ありません。

ロ 日本以外の地域における募集
ありません。

ハ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6) の適用
ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、親投資信託である国内株式マザーファンド（B号）、国内債券マザーファンド（B号）、外国株式マザーファンド（B号）および外国債券マザーファンド（B号）の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式、債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

以下、上記各親投資信託を総称して、あるいはそれぞれを「マザーファンド」ということがあります。

ロ 各ファンドについて、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。

ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、それぞれ金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単字型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ()	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

<p>その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))</p> <p>資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型</p>		<p>アフリカ</p> <p>中近東(中東)</p> <p>エマージング</p>		
---	--	--	--	--

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来 of 信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド)...
「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF (マネー・リザーブ・ファンド)...
「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型... 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
- 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性...
目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産... 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回... 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)... 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)... 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- 為替ヘッジあり... 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- 為替ヘッジなし... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- 日経225
TOPIX
その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- 条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...
目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

- | | |
|------------|--|
| 2000年9月19日 | 信託契約締結、設定、運用開始。
（設定時の委託会社は住友ライフ・インベストメント株式会社） |
| 2001年9月27日 | 「SLIバランス・プラン30」、「SLIバランス・プラン50」、「SLIバランス・プラン70」から「住友ライフ・年金プラン30」、「住友ライフ・年金プラン50」、「住友ライフ・年金プラン70」に名称を変更。 |
| 2002年12月1日 | 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「住友ライフ・年金プラン30」、「住友ライフ・年金プラン50」、「住友ライフ・年金プラン70」から「三井住友・年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」、「三井住友・年金プラン70」に名称を変更。 |

（3）【ファンドの仕組み】

- イ 当ファンドの関係法人とその役割
- （イ）委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

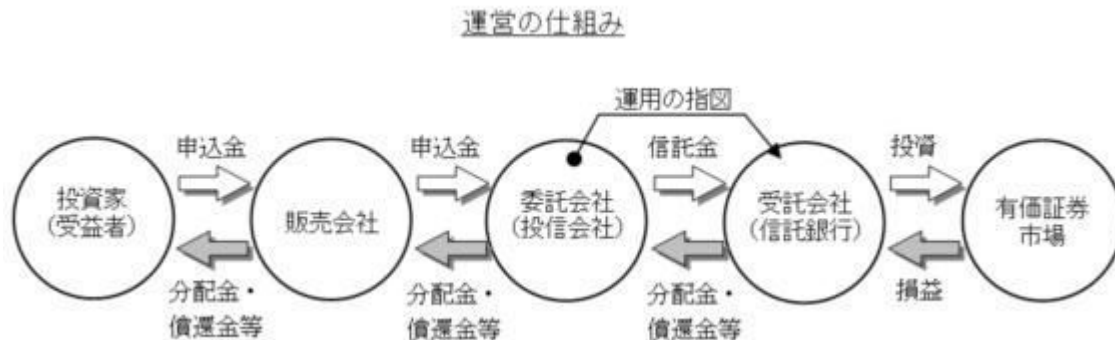
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2025年9月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

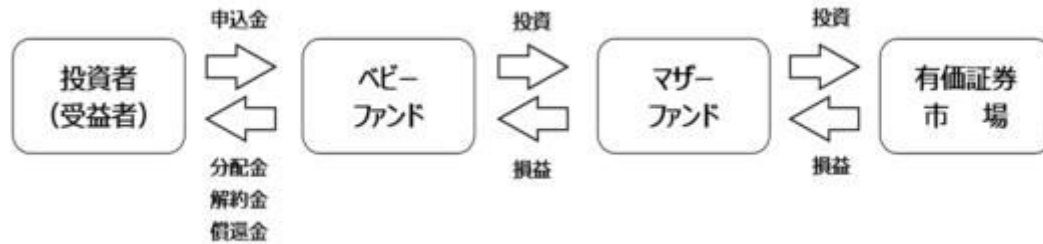
（2025年9月30日現在）

名称	住所	所有 株式数 （株）	比率 （％）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5

三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

八 ファンドの運用形態(ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

マザーファンドを組み入れることにより、実質的に内外の株式、債券に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 各ファンドの標準的な資産配分および各資産の変動幅は、以下の通りとします。

a. 年金プラン30

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	30%	25%	35%
国内株式	20%	12.5%	30%
外国株式	10%	5%	15%
債券および短期金融資産	70%	65%	75%
国内債券	60%	45%	70%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

b. 年金プラン50

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	50%	45%	55%
国内株式	33%	22.5%	45%
外国株式	17%	10%	25%
債券および短期金融資産	50%	45%	55%
国内債券	40%	25%	50%
外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

c. 年金プラン70

	資産配分	変動幅	
		下限	上限
株式	70%	65%	75%
国内株式	47%	32.5%	60%
外国株式	23%	15%	35%
債券および短期金融資産	30%	25%	35%
国内債券	20%	5%	30%

外国債券	10%	5%	15%
短期金融資産	0%	0%	5%

(ロ) 各ファンドの運用にあたっては、それぞれ以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

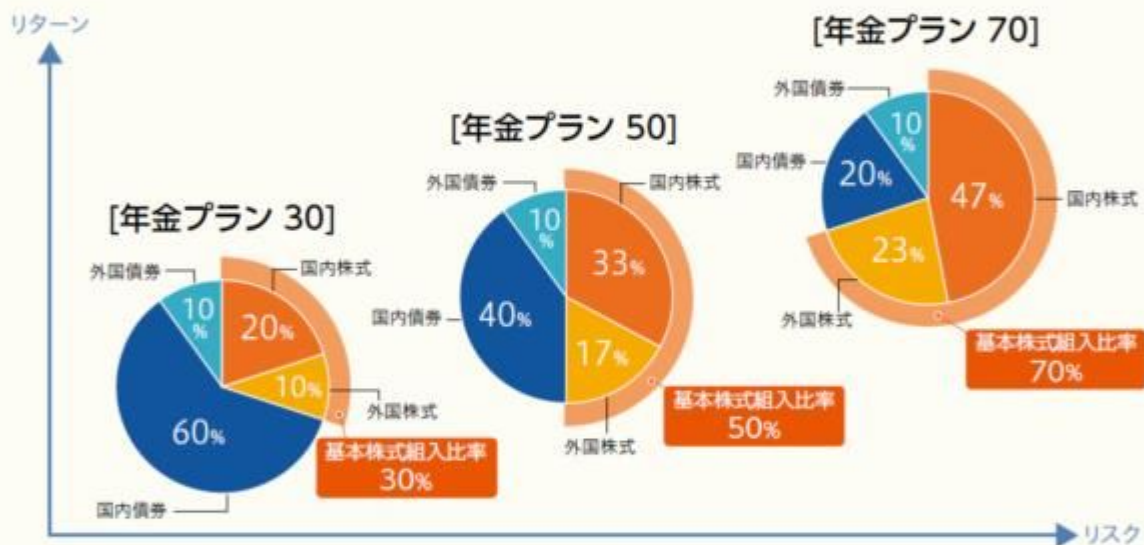
	年金プラン 30	年金プラン 50	年金プラン 70
TOPIX(東証株価指数、配当込み)	20%	33%	47%
NOMURA-BPI(総合)	60%	40%	20%
MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)	10%	17%	23%
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)	10%	10%	10%

(ハ) 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。

ファンドの特色

- 内外の株式・債券に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、国内株式、国内債券、外国株式および外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。
- 各ファンドにつき、標準的な資産配分および各資産の変動幅を定め、その範囲内で運用を行います。

[各ファンドの標準資産配分]



※上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

[各資産の配分変動幅]

		年金プラン30	年金プラン50	年金プラン70
株式	国内株式	25%~35%	45%~55%	65%~75%
	外国株式	5%~15%	10%~25%	15%~35%
	外国債券	5%~15%	5%~15%	5%~15%
債券および 短期金融資産	国内債券	45%~70%	25%~50%	5%~30%
	外国債券	5%~15%	5%~15%	5%~15%
	短期金融資産	0%~5%	0%~5%	0%~5%

3

各ファンドにつき、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

[各ファンドのベンチマークの資産別合成比率]

	投資対象資産	年金プラン30	年金プラン50	年金プラン70
TOPIX (東証株価指数、配当込み)	国内株式	20%	33%	47%
MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)	外国株式	10%	17%	23%
NOMURA-BPI(総合)	国内債券	60%	40%	20%
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)	外国債券	10%	10%	10%

4

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないことを基本とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



指数の著作権など

- TOPIX(東証株価指数)は株式会社JPX総研、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

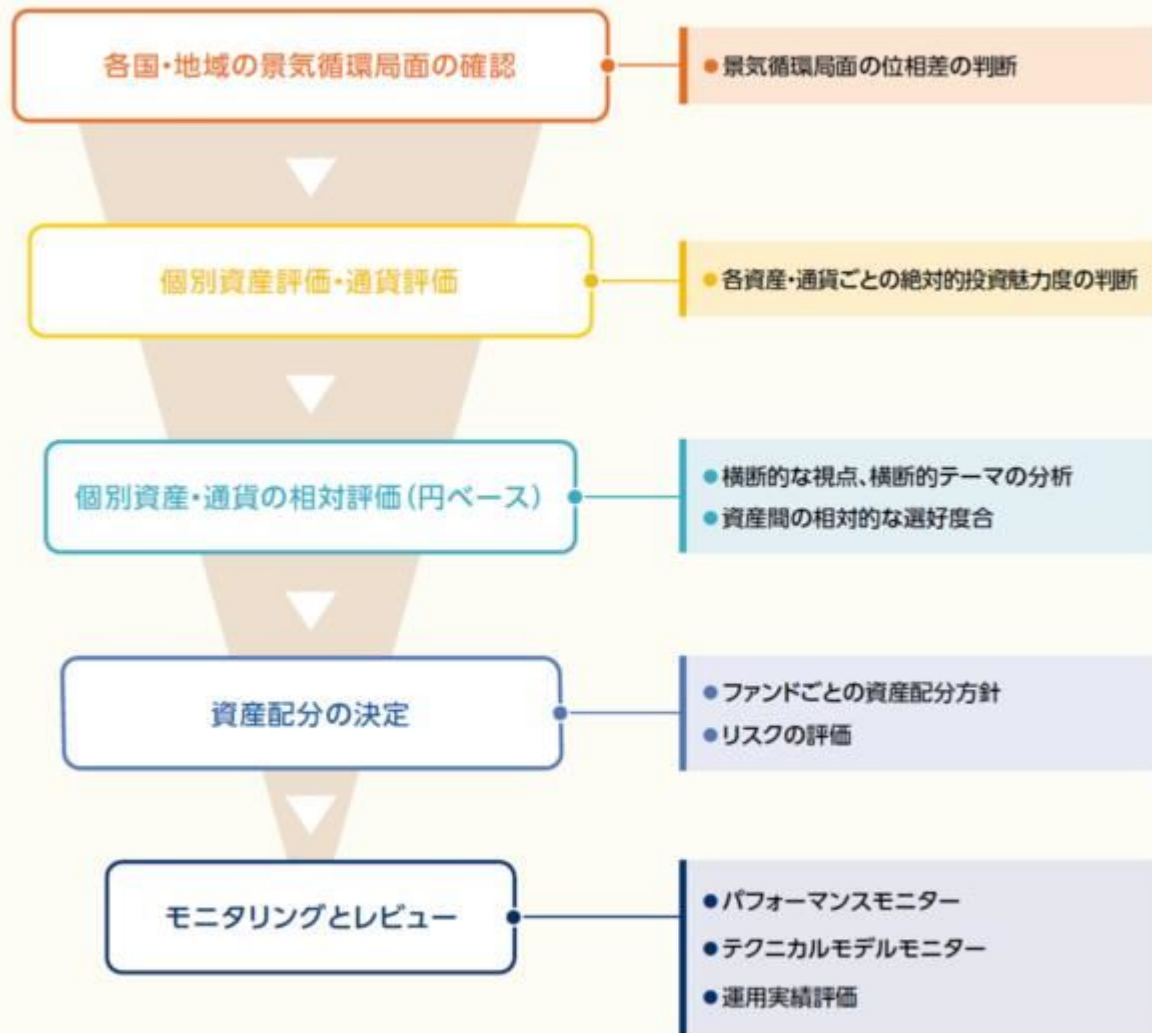
ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



運用プロセス

■ファンドの運用(各マザーファンドへの資産配分および調整)は、運用部 マルチアセットグループが行います。



※上記の運用プロセスは2025年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

各マザーファンドの投資方針等

国内株式マザーファンド(B号)

- 主として日本の株式に投資を行い、中長期的にTOPIX(東証株価指数、配当込み)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- 株式への投資にあたっては、以下の方針に基づいて運用を行います。
 - a. 原則として80銘柄以上の株式に分散投資を行います。
 - b. 株価は一時的・部分的にはファンダメンタルズから乖離することがあり、この価格形成の非効率性が超過収益の源泉であるとの観点に立ち、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチに基づく徹底したリサーチをベースに、市場にまだ十分織り込まれていない投資材料を的確に捉えて、意図したリスクを取ることで、市場を上回る収益を追求します。
 - c. 業種配分は、主として中長期的な産業成長力に着目した調査・分析に基づいて決定します。各業種の評価にあたっては、市場の成長性、国際競争力、技術革新等に注目します。
 - d. 個別銘柄の選択は、委託会社のアナリストによるグローバルかつ中長期的な視点での定量・定性双方の面からの徹底したリサーチに基づいて行います。

国内債券マザーファンド(B号)

- 主として日本の公社債に投資し、中長期的にベンチマークであるNOMURA-BPI(総合)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

外国株式マザーファンド(B号)

- 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- 委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

外国債券マザーファンド(B号)

- 主として世界主要先進国の格付けの高い公社債(原則として欧米の主要格付機関からA格相当以上の格付けを取得しているもの)に投資し、中長期的にベンチマークであるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
- ベンチマークの動きとの連動性を維持しつつ、マクロ分析および定量分析をベースにベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

※格付記号は、一般的な長期債務格付けを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。



デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引にかかる権利
 3. 金銭債権
 4. 約束手形
- (口) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として第1号から第4号までのマザーファンドの受益証券および第5号から第22号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国内株式マザーファンド（B号）
2. 国内債券マザーファンド（B号）
3. 外国株式マザーファンド（B号）
4. 外国債券マザーファンド（B号）
5. 株券または新株引受権証書
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第5号から第12号までの証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第5号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第10号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第6号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

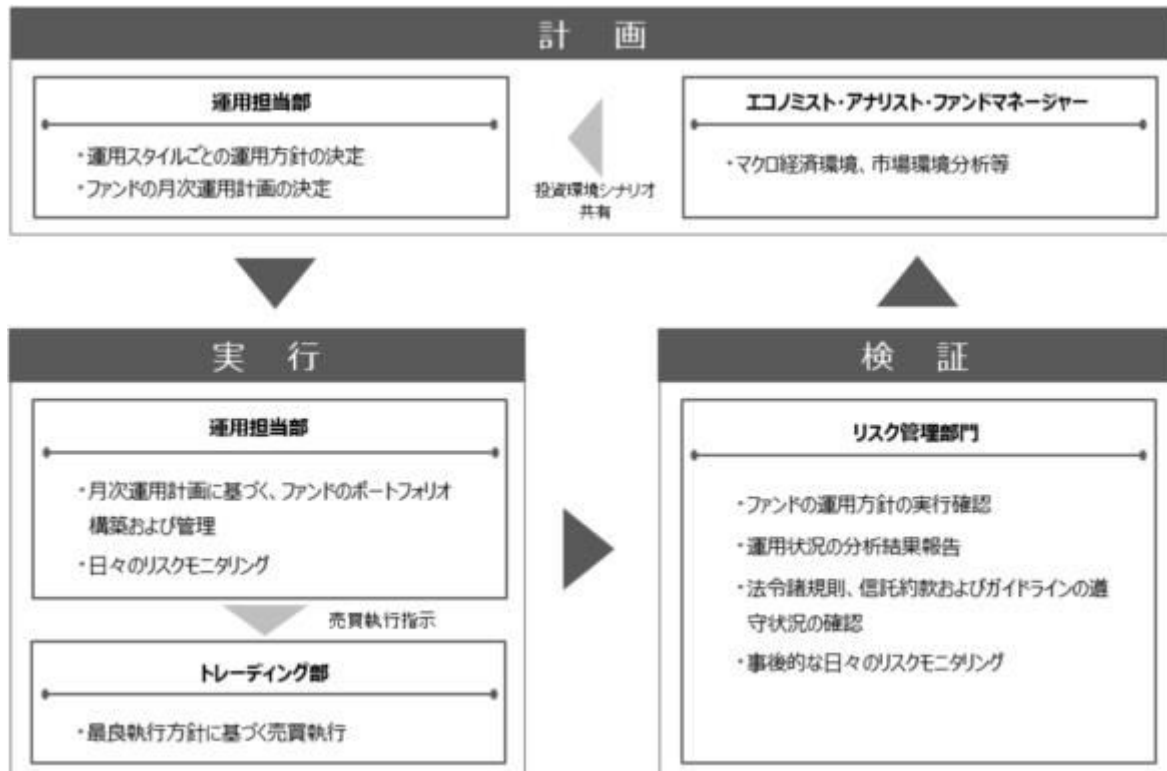
委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運

用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約40名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【配分方針】

毎年1回（原則として3月6日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等や委託会社の判断によっては、分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、前記「（1）投資方針」に基づいて

運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ 株式への実質投資割合は、各ファンドにつき、以下の通りとします。

年金プラン30	信託財産の純資産総額の35%以下
年金プラン50	信託財産の純資産総額の55%以下
年金プラン70	信託財産の純資産総額の75%以下

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ 外貨建資産への実質投資割合は、各ファンドにつき、以下の通りとします。

年金プラン30	信託財産の純資産総額の30%以下
年金プラン50	信託財産の純資産総額の40%以下
年金プラン70	信託財産の純資産総額の50%以下

ハ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

ロ 信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の運用指図、目的、範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引

(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、目的、範囲

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヘ) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワッ

幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 公社債の借入れの指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 公社債の借入れの指図は、信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 公社債の借入れにかかる品貸料は、信託財産中から支弁します。

チ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

リ 外国為替予約の指図および範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヌ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(八) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

ル デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報: マザーファンドの投資方針等)

(国内株式マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として日本の株式に投資を行い、中長期的にT O P I X (東証株価指数、配当込み)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 株式への投資にあたっては、以下の方針に基づいて運用を行います。

a . 原則として80銘柄以上の株式に分散投資を行います。

b . 株価は一時的・部分的にはファンダメンタルズから乖離することがあり、この価格形成の非効率性が超過収益の源泉であるとの観点に立ち、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチに基づく徹底したリサーチをベースに、市場にまだ十分織り込まれていない投資材

料を的確に捉えて、意図したリスクを取るにより、市場を上回る収益を追求します。

- c. 業種配分は、主として中長期的な産業成長力に着目した調査・分析に基づいて決定します。各業種の評価にあたっては、市場の成長性、国際競争力、技術革新等に注目します。
- d. 個別銘柄の選択は、委託会社のアナリストによるグローバルかつ中長期的な視点での定量・定性双方の面からの徹底したリサーチに基づいて行います。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第5号、第6号、第8号、第11号、第14号、第19号および第20号の有価証券(本邦通貨表示のものに限ります。)ならびに短期社債等に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、主として第1号から第4号の金融商品に投資します。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(国内債券マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として日本の公社債に投資し、中長期的にベンチマークであるNOMURA-BPI(総合)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 運用にあたっては、リスクを一定以下に抑えて収益の安定性を確保しつつ、定量的相対価値分析を駆使し、残存・セクター・銘柄間の割高割安を判断するだけでなく、ポートフォリオのデュレーションをベンチマーク対比で乖離させることにより、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 □ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第6号から第11号まで、第13号(株券、新株引受権証書、新株引受権証券、新株予約権証券の性質を有しないもの)に限り、)から第16号まで、第19号から第21号の有価証券(本邦通貨表示のもの)に投資します。

八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資は行いません。

(ロ) 国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付を得ていることを条件とします。

(ハ) 上記(ロ)の債券について、いずれの格付機関の格付けもBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

(ニ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国株式マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) 委託会社のエコノミスト、アナリストによる綿密かつ広範囲のリサーチにより、トップダウンおよびボトムアップ双方の視点から株価に十分織り込まれていない投資材料を見極め、リスクを取ることで超過収益の獲得を目指します。

(ハ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 □ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第5号、第6号、第8号、第9号、第11号から第14号まで、第15号(投資法人債券を除きます。)、第16号から第22号の有価証券に投資します。

八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビー

ファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 株式への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(外国債券マザーファンド(B号))

(1) 投資方針等

イ 基本方針

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 主として世界主要先進国の格付けの高い公社債(原則として欧米の主要格付機関からA格相当以上の格付けを取得しているもの)に投資し、中長期的にベンチマークであるFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)を上回る投資成果を目指して運用を行います。

(ロ) ベンチマークの動きとの連動性を維持しつつ、マクロ分析および定量分析をベースにベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

(ハ) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行わないものとします。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号のうち、主として第6号から第11号まで、第13号(株券、新株引受権証書、新株引受権証券、新株予約権証券の性質を有しないもの)に限り、第14号、第15号(投資法人債券を除きます。)、第16号、および第19号から第22号までの有価証券に投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

(イ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ロ) 国債以外の債券を取得する場合は、欧米の主要格付機関のいずれかよりA格相当以上の格付けを得ていることを条件とします。

(ハ) 上記(ロ)の債券について、いずれの格付機関による格付けもA格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への投資割合およびA格相当未満の格付けの債券全体への投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。

- (二) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生

じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ロ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

八 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■年金プラン30



【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■年金プラン50



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

【 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■年金プラン70



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

各ファンドの信託報酬率および配分は以下の通りです。

< 信託報酬率およびその配分 >

	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
年金プラン30	年0.99% （税抜き0.9%）	年0.43%	年0.39%	年0.08%
年金プラン50	年1.21% （税抜き1.1%）	年0.53%	年0.49%	年0.08%
年金プラン70	年1.43% （税抜き1.3%）	年0.63%	年0.59%	年0.08%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあつた

ります。

- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われず。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

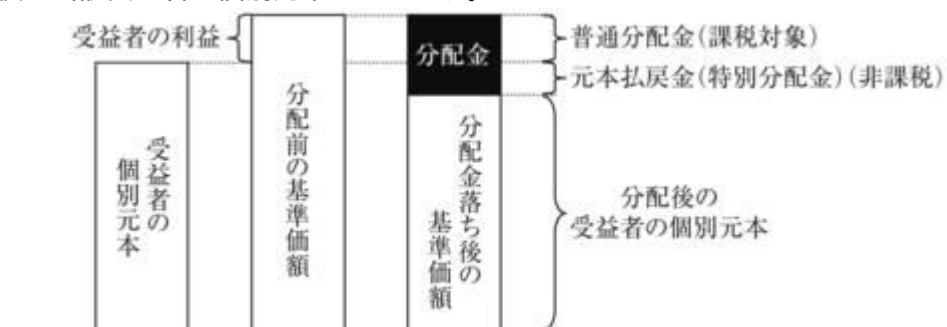
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および

地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年3月7日～2025年3月6日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
年金プラン30	1.05%	0.99%	0.06%
年金プラン50	1.28%	1.21%	0.07%
年金プラン70	1.52%	1.43%	0.09%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・年金プラン30

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)

親投資信託受益証券	日本	2,621,685,553	99.76
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	6,191,676	0.24
合計（純資産総額）		2,627,877,229	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友・年金プラン50

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	4,213,423,946	99.76
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	10,233,022	0.24
合計（純資産総額）		4,223,656,968	100.00

三井住友・年金プラン70

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,537,988,060	99.77
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,998,731	0.23
合計（純資産総額）		3,545,986,791	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・年金プラン30

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザー ファンド（B 号）	1,162,772,120	1.2999	1,511,488,990	1.2814	1,489,976,194	56.70
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド（B 号）	159,627,527	2.9432	469,810,190	3.5363	564,490,823	21.48
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド（B 号）	46,112,513	5.9131	272,668,485	6.6355	305,979,580	11.64
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド（B 号）	73,704,705	3.3728	248,594,462	3.5444	261,238,956	9.94

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.76
合計	99.76

三井住友・年金プラン50

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザー ファンド（B 号）	1,207,677,040	1.2991	1,568,875,302	1.2814	1,547,517,359	36.64
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド（B 号）	411,892,832	2.9245	1,204,564,282	3.5363	1,456,576,621	34.49
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド（B 号）	118,899,045	5.8743	698,449,257	6.6355	788,954,613	18.68
日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド（B 号）	118,602,684	3.3742	400,193,887	3.5444	420,375,353	9.95

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.76
合計	99.76

三井住友・年金プラン70

イ 主要投資銘柄

2025年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式マザー ファンド（B 号）	485,427,120	2.9173	1,416,156,847	3.5363	1,716,615,924	48.41
日本	親投資 信託受 益証券	外国株式マザー ファンド（B 号）	131,491,766	5.8714	772,037,607	6.6355	872,513,613	24.61
日本	親投資 信託受 益証券	国内債券マザー ファンド（B 号）	466,231,188	1.2969	604,648,713	1.2814	597,428,644	16.85

日本	親投資 信託受 益証券	外国債券マザー ファンド(B 号)	99,150,739	3.3783	334,960,370	3.5444	351,429,879	9.91
----	-------------------	--------------------------	------------	--------	-------------	--------	-------------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

【投資不動産物件】

三井住友・年金プラン30

該当事項はありません。

三井住友・年金プラン50

該当事項はありません。

三井住友・年金プラン70

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・年金プラン30

該当事項はありません。

三井住友・年金プラン50

該当事項はありません。

三井住友・年金プラン70

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

三井住友・年金プラン30

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第16期（2016年 3月 7日）	1,771,671,925	1,771,671,925	13,396	13,396
第17期（2017年 3月 6日）	1,848,362,284	1,848,362,284	13,871	13,871
第18期（2018年 3月 6日）	2,013,799,098	2,013,799,098	14,403	14,403
第19期（2019年 3月 6日）	2,045,258,288	2,045,258,288	14,318	14,318
第20期（2020年 3月 6日）	2,039,129,760	2,039,129,760	14,302	14,302
第21期（2021年 3月 8日）	2,211,437,934	2,211,437,934	15,355	15,355
第22期（2022年 3月 7日）	2,265,638,262	2,265,638,262	15,555	15,555
第23期（2023年 3月 6日）	2,345,850,416	2,345,850,416	15,653	15,653
第24期（2024年 3月 6日）	2,587,913,064	2,587,913,064	17,605	17,605
第25期（2025年 3月 6日）	2,516,394,438	2,516,394,438	17,270	17,270
2024年 9月末日	2,557,282,857	-	17,438	-
10月末日	2,596,581,297	-	17,680	-
11月末日	2,559,718,388	-	17,548	-
12月末日	2,600,413,141	-	17,803	-
2025年 1月末日	2,582,795,539	-	17,683	-
2月末日	2,514,378,984	-	17,273	-
3月末日	2,479,704,583	-	17,072	-
4月末日	2,447,762,827	-	17,029	-
5月末日	2,494,437,368	-	17,301	-
6月末日	2,531,616,226	-	17,620	-
7月末日	2,570,839,187	-	17,817	-
8月末日	2,589,382,521	-	17,874	-
9月末日	2,627,877,229	-	18,062	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友・年金プラン50

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16期（2016年 3月 7日）	2,222,369,862	2,222,369,862	12,906	12,906
第17期（2017年 3月 6日）	2,410,905,640	2,410,905,640	13,765	13,765
第18期（2018年 3月 6日）	2,697,594,506	2,697,594,506	14,614	14,614
第19期（2019年 3月 6日）	2,644,535,736	2,644,535,736	14,415	14,415
第20期（2020年 3月 6日）	2,682,091,075	2,682,091,075	14,229	14,229
第21期（2021年 3月 8日）	3,120,984,816	3,120,984,816	16,188	16,188
第22期（2022年 3月 7日）	3,223,119,892	3,223,119,892	16,578	16,578
第23期（2023年 3月 6日）	3,371,694,763	3,371,694,763	17,203	17,203
第24期（2024年 3月 6日）	4,028,036,168	4,028,036,168	20,727	20,727
第25期（2025年 3月 6日）	3,939,737,751	3,939,737,751	20,658	20,658
2024年 9月末日	3,949,295,754	-	20,567	-
10月末日	4,044,656,609	-	21,045	-
11月末日	4,004,842,841	-	20,899	-
12月末日	4,088,460,882	-	21,367	-
2025年 1月末日	4,077,032,501	-	21,241	-

2月末日	3,925,198,848	-	20,550	-
3月末日	3,867,274,991	-	20,271	-
4月末日	3,825,352,759	-	20,151	-
5月末日	3,979,900,506	-	20,837	-
6月末日	4,063,390,041	-	21,396	-
7月末日	4,153,198,623	-	21,898	-
8月末日	4,168,009,694	-	22,046	-
9月末日	4,223,656,968	-	22,411	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友・年金プラン70

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16期 (2016年 3月 7日)	1,434,685,152	1,434,685,152	12,019	12,019
第17期 (2017年 3月 6日)	1,597,214,751	1,597,214,751	13,186	13,186
第18期 (2018年 3月 6日)	1,733,343,983	1,733,343,983	14,312	14,312
第19期 (2019年 3月 6日)	1,707,541,506	1,707,541,506	13,964	13,964
第20期 (2020年 3月 6日)	1,648,696,631	1,648,696,631	13,596	13,596
第21期 (2021年 3月 8日)	2,067,684,136	2,067,684,136	16,368	16,368
第22期 (2022年 3月 7日)	2,233,608,860	2,233,608,860	16,904	16,904
第23期 (2023年 3月 6日)	2,490,822,245	2,490,822,245	18,066	18,066
第24期 (2024年 3月 6日)	3,133,340,718	3,133,340,718	23,285	23,285
第25期 (2025年 3月 6日)	3,120,728,534	3,120,728,534	23,533	23,533
2024年 9月末日	3,073,357,504	-	23,111	-
10月末日	3,170,152,910	-	23,848	-
11月末日	3,141,655,837	-	23,694	-
12月末日	3,235,193,562	-	24,412	-
2025年 1月末日	3,212,799,276	-	24,288	-
2月末日	3,083,329,872	-	23,279	-
3月末日	3,050,891,989	-	22,931	-
4月末日	3,023,625,769	-	22,742	-
5月末日	3,190,278,158	-	23,927	-
6月末日	3,299,311,053	-	24,765	-
7月末日	3,420,926,885	-	25,649	-
8月末日	3,461,008,820	-	25,927	-
9月末日	3,545,986,791	-	26,518	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

三井住友・年金プラン30

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第16期	2015年 3月 7日 ~ 2016年 3月 7日	0

第17期	2016年 3月 8日 ~ 2017年 3月 6日	0
第18期	2017年 3月 7日 ~ 2018年 3月 6日	0
第19期	2018年 3月 7日 ~ 2019年 3月 6日	0
第20期	2019年 3月 7日 ~ 2020年 3月 6日	0
第21期	2020年 3月 7日 ~ 2021年 3月 8日	0
第22期	2021年 3月 9日 ~ 2022年 3月 7日	0
第23期	2022年 3月 8日 ~ 2023年 3月 6日	0
第24期	2023年 3月 7日 ~ 2024年 3月 6日	0
第25期	2024年 3月 7日 ~ 2025年 3月 6日	0

三井住友・年金プラン50

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第16期	2015年 3月 7日 ~ 2016年 3月 7日	0
第17期	2016年 3月 8日 ~ 2017年 3月 6日	0
第18期	2017年 3月 7日 ~ 2018年 3月 6日	0
第19期	2018年 3月 7日 ~ 2019年 3月 6日	0
第20期	2019年 3月 7日 ~ 2020年 3月 6日	0
第21期	2020年 3月 7日 ~ 2021年 3月 8日	0
第22期	2021年 3月 9日 ~ 2022年 3月 7日	0
第23期	2022年 3月 8日 ~ 2023年 3月 6日	0
第24期	2023年 3月 7日 ~ 2024年 3月 6日	0
第25期	2024年 3月 7日 ~ 2025年 3月 6日	0

三井住友・年金プラン70

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第16期	2015年 3月 7日 ~ 2016年 3月 7日	0
第17期	2016年 3月 8日 ~ 2017年 3月 6日	0
第18期	2017年 3月 7日 ~ 2018年 3月 6日	0
第19期	2018年 3月 7日 ~ 2019年 3月 6日	0
第20期	2019年 3月 7日 ~ 2020年 3月 6日	0
第21期	2020年 3月 7日 ~ 2021年 3月 8日	0
第22期	2021年 3月 9日 ~ 2022年 3月 7日	0
第23期	2022年 3月 8日 ~ 2023年 3月 6日	0
第24期	2023年 3月 7日 ~ 2024年 3月 6日	0
第25期	2024年 3月 7日 ~ 2025年 3月 6日	0

【収益率の推移】

三井住友・年金プラン30

	収益率(%)
第16期	1.2
第17期	3.5

第18期	3.8
第19期	0.6
第20期	0.1
第21期	7.4
第22期	1.3
第23期	0.6
第24期	12.5
第25期	1.9
第26期(中間期)	3.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・年金プラン50

	収益率(%)
第16期	4.6
第17期	6.7
第18期	6.2
第19期	1.4
第20期	1.3
第21期	13.8
第22期	2.4
第23期	3.8
第24期	20.5
第25期	0.3
第26期(中間期)	7.0

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・年金プラン70

	収益率(%)
第16期	8.3
第17期	9.7
第18期	8.5
第19期	2.4
第20期	2.6
第21期	20.4
第22期	3.3
第23期	6.9
第24期	28.9
第25期	1.1
第26期(中間期)	10.5

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・年金プラン30

	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期	139,005,178	111,404,298
第17期	134,352,032	124,342,221
第18期	211,907,256	146,227,254
第19期	148,009,301	117,745,944
第20期	135,308,032	138,025,610
第21期	161,597,974	147,157,429
第22期	135,591,974	119,287,361
第23期	117,656,352	75,545,878
第24期	128,948,920	157,542,415
第25期	103,723,130	116,684,587
第26期（中間期）	50,742,940	52,592,721

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・年金プラン50

	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期	181,030,436	700,309,817
第17期	170,208,563	140,776,156
第18期	264,952,249	170,517,137
第19期	181,101,223	192,379,447
第20期	194,619,894	144,297,119
第21期	190,066,722	147,051,653
第22期	171,922,270	155,652,247
第23期	162,949,551	147,256,740
第24期	173,644,102	190,227,627
第25期	122,768,629	158,973,907
第26期（中間期）	61,809,029	76,899,034

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・年金プラン70

	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期	181,433,346	1,478,689,093
第17期	128,930,035	111,309,327
第18期	175,808,339	176,059,296
第19期	161,036,886	149,273,454
第20期	133,177,029	143,348,079
第21期	177,352,090	126,755,683
第22期	188,973,127	130,912,464
第23期	160,660,862	103,283,908
第24期	157,835,787	190,899,211

第25期	133,951,150	153,514,198
第26期（中間期）	59,375,048	49,637,785

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

国内株式マザーファンド（Ｂ号）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	3,688,523,020	98.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	49,148,846	1.31
合計（純資産総額）		3,737,671,866	100.00

国内債券マザーファンド（Ｂ号）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	222,758,613,220	53.47
地方債証券	日本	3,901,460,000	0.94
特殊債券	日本	12,465,249,044	2.99
社債券	日本	146,509,780,400	35.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	30,950,067,798	7.43
合計（純資産総額）		416,585,170,462	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
債券先物取引	買建	日本	25,256,940,000	6.06
合計	買建	-	25,256,940,000	6.06

外国株式マザーファンド（Ｂ号）

2025年9月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ	1,499,883,578	76.23
	フランス	110,306,663	5.61
	イギリス	76,232,629	3.87
	スイス	63,231,716	3.21
	アイルランド	57,465,827	2.92
	オランダ	56,236,651	2.86
	ドイツ	32,391,063	1.65
	ルクセンブルグ	21,365,558	1.09
	香港	7,680,503	0.39
	オーストラリア	7,109,768	0.36
	小計	1,931,903,956	98.19

現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	35,546,854	1.81
合計（純資産総額）		1,967,450,810	100.00

外国債券マザーファンド（B号）

2025年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	421,358,381	39.52
	スペイン	186,777,776	17.52
	中国	103,557,811	9.71
	フランス	84,139,335	7.89
	ドイツ	68,529,966	6.43
	イギリス	57,079,126	5.35
	オーストラリア	26,700,867	2.50
	カナダ	24,082,049	2.26
	ベルギー	19,735,592	1.85
	シンガポール	14,875,840	1.40
	ポーランド	6,996,930	0.66
	ニュージーランド	4,505,633	0.42
	デンマーク	2,549,631	0.24
	イスラエル	2,151,920	0.20
	オランダ	1,708,096	0.16
	スウェーデン	1,687,027	0.16
	ノルウェー	1,303,729	0.12
小計		1,027,739,709	96.40
地方債証券	カナダ	5,151,458	0.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	33,207,786	3.12
合計（純資産総額）		1,066,098,953	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	143,668,250	13.48
為替予約取引	売建	-	130,674,038	12.26

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

国内株式マザーファンド（B号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	銀行業	83,600	1,971.02	164,777,335	2,394.00	200,138,400	5.35
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	47,800	2,812.63	134,443,750	2,849.50	136,206,100	3.64

日本	株式	ソニーグループ	電気機器	29,600	2,969.88	87,908,553	4,259.00	126,066,400	3.37
日本	株式	三菱重工業	機械	25,700	2,775.68	71,335,084	3,879.00	99,690,300	2.67
日本	株式	スギホールディングス	小売業	26,700	2,959.17	79,009,805	3,566.00	95,212,200	2.55
日本	株式	N T T	情報・通信業	600,200	157.38	94,460,368	154.70	92,850,940	2.48
日本	株式	日立製作所	電気機器	22,400	3,959.03	88,682,262	3,930.00	88,032,000	2.36
日本	株式	三菱電機	電気機器	21,000	3,076.97	64,616,338	3,803.00	79,863,000	2.14
日本	株式	任天堂	その他製品	6,000	11,782.04	70,692,265	12,805.00	76,830,000	2.06
日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	42,100	1,684.02	70,897,330	1,814.50	76,390,450	2.04
日本	株式	フジクラ	非鉄金属	5,200	5,900.30	30,681,552	14,455.00	75,166,000	2.01
日本	株式	パルグループホールディングス	小売業	29,900	1,934.98	57,855,830	2,510.00	75,049,000	2.01
日本	株式	ディスコ	機械	1,600	35,561.88	56,899,001	46,510.00	74,416,000	1.99
日本	株式	丸紅	卸売業	18,200	2,483.88	45,206,543	3,698.00	67,303,600	1.80
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3,600	10,634.00	38,282,387	18,685.00	67,266,000	1.80
日本	株式	日本電気	電気機器	13,300	3,191.17	42,442,598	4,739.00	63,028,700	1.69
日本	株式	九州電力	電気・ガス業	42,100	1,334.15	56,167,547	1,479.50	62,286,950	1.67
日本	株式	めぶきフィナンシャルグループ	銀行業	63,800	679.28	43,338,375	946.20	60,367,560	1.62
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	16,400	3,119.09	51,153,059	3,620.00	59,368,000	1.59
日本	株式	村田製作所	電気機器	20,800	2,358.88	49,064,742	2,815.50	58,562,400	1.57
日本	株式	サンリオ	卸売業	8,400	6,444.37	54,132,705	6,951.00	58,388,400	1.56
日本	株式	T D K	電気機器	26,900	1,843.87	49,600,005	2,148.50	57,794,650	1.55
日本	株式	中国塗料	化学	15,900	2,296.36	36,512,094	3,585.00	57,001,500	1.53
日本	株式	七十七銀行	銀行業	9,000	4,742.72	42,684,480	6,181.00	55,629,000	1.49
日本	株式	武蔵精密工業	輸送用機器	15,700	2,708.19	42,518,591	3,450.00	54,165,000	1.45
日本	株式	H O Y A	精密機器	2,600	18,297.46	47,573,386	20,475.00	53,235,000	1.42
日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	5,800	5,432.04	31,505,834	9,112.00	52,849,600	1.41
日本	株式	群馬銀行	銀行業	32,000	1,215.06	38,882,066	1,651.50	52,848,000	1.41
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	8,400	5,532.61	46,473,895	6,269.00	52,659,600	1.41
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	10,800	4,442.25	47,976,334	4,315.00	46,602,000	1.25

□ 種類別・業種別投資比率

2025年9月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	水産・農林業	0.30
	建設業	2.08
	食料品	0.82
	化学	4.27
	医薬品	4.26
	ガラス・土石製品	0.55

非鉄金属	3.43
機械	7.35
電気機器	18.71
輸送用機器	8.04
精密機器	2.45
その他製品	2.92
電気・ガス業	2.15
陸運業	1.91
海運業	0.91
情報・通信業	8.92
卸売業	3.50
小売業	6.54
銀行業	12.40
証券、商品先物取引業	0.94
保険業	2.42
その他金融業	0.12
不動産業	0.96
サービス業	2.73
合 計	98.69

国内債券マザーファンド（B号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	476 2年国債	45,860,000,000	100.05	45,883,522,200	99.92	45,825,146,400	0.900	2027/09/01	11.00
日本	国債 証券	473 2年国債	18,300,000,000	100.10	18,319,004,000	99.84	18,269,805,000	0.800	2027/06/01	4.39
日本	国債 証券	379 10年国 債	11,300,000,000	98.90	11,175,406,000	98.79	11,162,705,000	1.500	2035/06/20	2.68
日本	国債 証券	474 2年国債	9,200,000,000	99.95	9,195,748,000	99.63	9,165,960,000	0.700	2027/07/01	2.20
日本	国債 証券	364 10年国 債	9,100,000,000	93.20	8,480,887,000	93.02	8,464,547,000	0.100	2031/09/20	2.03
日本	国債 証券	178 5年国債	6,982,000,000	100.12	6,990,378,400	99.13	6,921,326,420	1.000	2030/03/20	1.66
日本	国債 証券	164 20年国 債	6,910,000,000	85.99	5,942,130,900	84.03	5,806,196,600	0.500	2038/03/20	1.39
日本	国債 証券	368 10年国 債	5,910,000,000	93.11	5,502,689,000	92.00	5,437,140,900	0.200	2032/09/20	1.31
日本	国債 証券	173 20年国 債	6,250,000,000	79.56	4,972,668,000	77.61	4,850,875,000	0.400	2040/06/20	1.16

日本	国債証券	169 20年国債	6,100,000,000	80.44	4,906,718,000	78.77	4,805,214,000	0.300	2039/06/20	1.15
日本	国債証券	167 20年国債	5,830,000,000	83.79	4,885,240,600	82.30	4,797,798,500	0.500	2038/12/20	1.15
日本	国債証券	170 20年国債	5,800,000,000	79.36	4,602,828,000	78.15	4,532,816,000	0.300	2039/09/20	1.09
日本	国債証券	673 0年国債	7,280,000,000	65.59	4,775,100,200	59.63	4,341,136,800	0.600	2050/06/20	1.04
日本	国債証券	165 20年国債	5,000,000,000	84.76	4,237,768,000	83.44	4,171,900,000	0.500	2038/06/20	1.00
日本	国債証券	373 10年国債	4,100,000,000	93.75	3,843,794,000	92.97	3,811,852,000	0.600	2033/12/20	0.92
日本	国債証券	183 20年国債	4,400,000,000	89.28	3,928,290,000	85.83	3,776,476,000	1.400	2042/12/20	0.91
日本	国債証券	186 20年国債	4,220,000,000	90.54	3,820,914,600	86.05	3,631,436,600	1.500	2043/09/20	0.87
日本	国債証券	180 5年国債	3,600,000,000	99.79	3,592,614,000	99.44	3,579,912,000	1.100	2030/06/20	0.86
日本	社債券	2 武田 薬品劣後 FR	3,600,000,000	99.23	3,572,280,000	98.97	3,563,092,800	1.934	2084/06/25	0.86
日本	社債券	6 日本 製鉄劣後 FR	3,700,000,000	97.31	3,600,340,500	94.54	3,498,020,700	2.328	2064/06/13	0.84
日本	社債券	13 日 本航空	3,500,000,000	95.18	3,331,394,500	92.67	3,243,523,500	1.634	2034/05/23	0.78
日本	社債券	31 商 船三井	3,200,000,000	100.00	3,200,000,000	99.56	3,185,795,200	1.736	2030/09/04	0.76
日本	国債証券	823 0年国債	4,050,000,000	81.32	3,293,460,000	76.19	3,085,816,500	1.800	2054/03/20	0.74
日本	国債証券	168 20年国債	3,800,000,000	82.15	3,121,700,000	80.55	3,060,824,000	0.400	2039/03/20	0.73
日本	社債券	17みず ほFG劣 後FR	3,000,000,000	98.97	2,969,076,000	99.29	2,978,553,000	1.966	-	0.71
日本	国債証券	603 0年国債	4,290,000,000	73.83	3,167,203,700	68.29	2,929,426,500	0.900	2048/09/20	0.70
日本	国債証券	703 0年国債	4,700,000,000	66.37	3,119,619,000	59.73	2,807,075,000	0.700	2051/03/20	0.67
日本	社債券	465 中国電力	2,800,000,000	100.00	2,800,000,000	98.17	2,748,631,200	1.969	2035/03/23	0.66
日本	国債証券	453 0年国債	3,250,000,000	89.24	2,900,332,500	84.12	2,734,030,000	1.500	2044/12/20	0.66

日本	社債 券	391 北海道電 力	2,800,000,000	96.85	2,711,828,000	96.32	2,697,044,000	1.038	2031/05/23	0.65
----	---------	------------------	---------------	-------	---------------	-------	---------------	-------	------------	------

□ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	53.47
地方債証券	0.94
特殊債券	2.99
社債券	35.17
合計	92.57

外国株式マザーファンド（B号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	6,214	18,752.32	116,526,933	27,073.83	168,236,767	8.55
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	3,292	26,116.81	85,976,535	36,334.16	119,612,067	6.08
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア・ サービス	1,024	62,489.78	63,989,538	76,613.65	78,452,375	3.99
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	1,103	31,142.68	34,350,372	48,817.75	53,845,980	2.74
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディ ア・娯楽	485	98,951.02	47,991,244	110,677.39	53,678,535	2.73
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	408	130,002.23	53,040,911	108,162.81	44,130,425	2.24
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	888	39,045.01	34,671,967	40,869.60	36,292,202	1.84
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフト ウェア・ サービス	246	136,348.69	33,541,776	140,073.75	34,458,142	1.75
アメリカ	株式	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	金融サー ビス	3,181	7,551.30	24,020,687	10,242.94	32,582,804	1.66
アメリカ	株式	AMPHENOL CORP- CL A	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	1,784	10,883.69	19,416,496	18,015.97	32,140,488	1.63

フランス	株式	SAFRAN SA	資本財	590	45,748.52	26,991,623	51,608.23	30,448,853	1.55
アメリカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・サービス	293	95,401.95	27,952,770	103,425.45	30,303,656	1.54
アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サービス	37	753,277.35	27,871,262	812,112.11	30,048,148	1.53
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	3,063	8,535.74	26,144,967	9,523.85	29,171,563	1.48
アイルランド	株式	TRANE TECHNOLOGIES PLC	資本財	471	54,227.26	25,541,041	61,692.89	29,057,353	1.48
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	681	25,592.57	17,428,537	42,097.31	28,668,267	1.46
オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	7,333	3,191.75	23,405,077	3,867.13	28,357,645	1.44
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	592	38,368.66	22,714,246	46,999.93	27,823,956	1.41
スイス	株式	GALDERMA GROUP AG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,077	21,047.39	22,668,040	25,422.68	27,380,222	1.39
アメリカ	株式	ARISTA NETWORKS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,281	13,811.47	17,692,497	21,344.93	27,342,849	1.39
アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	金融サービス	506	42,784.02	21,648,713	50,963.11	25,787,335	1.31
アメリカ	株式	TKO GROUP HOLDINGS INC	メディア・娯楽	832	24,983.25	20,786,062	30,569.53	25,433,849	1.29
アメリカ	株式	PARKER HANNIFIN CORP	資本財	218	96,846.44	21,112,523	112,191.50	24,457,747	1.24
アメリカ	株式	APPROVIN CORP-CLASS A	ソフトウェア・サービス	215	58,837.36	12,650,031	106,056.16	22,802,073	1.16
アメリカ	株式	SYNOPSIS INC	ソフトウェア・サービス	316	67,690.81	21,390,295	71,702.10	22,657,862	1.15
アメリカ	株式	ARES MANAGEMENT CORP - A	金融サービス	916	24,656.45	22,585,311	24,329.97	22,286,252	1.13
アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財	406	44,776.51	18,179,263	54,661.29	22,192,484	1.13
イギリス	株式	COMPASS GROUP PLC	消費者サービス	4,339	5,251.51	22,786,312	5,032.47	21,835,908	1.11
ルクセンブルグ	株式	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	メディア・娯楽	197	91,284.12	17,982,972	108,454.61	21,365,558	1.09
アメリカ	株式	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	金融サービス	1,279	20,168.48	25,795,484	16,580.77	21,206,799	1.08

□ 種類別・業種別投資比率

2025年9月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（外国）	エネルギー	2.74
	素材	1.06
	資本財	11.70
	商業・専門サービス	2.39
	自動車・自動車部品	0.75
	消費者サービス	3.63
	一般消費財・サービス流通・小売り	0.68
	食品・飲料・タバコ	1.88
	家庭用品・パーソナル用品	0.85
	ヘルスケア機器・サービス	2.82
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.93
	銀行	3.86
	金融サービス	10.12
	保険	1.53
	ソフトウェア・サービス	13.89
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.41
	半導体・半導体製造装置	12.14
電気通信サービス	0.53	
公益事業	1.89	
メディア・娯楽	13.39	
合計		98.19

外国債券マザーファンド（B号）

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年9月30日現在

国/ 地域	種 類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメ リカ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	320,000	15,106.92	48,342,144	15,201.09	48,643,502	4.250	2030/01/31	4.56
スベ イン	国 債 証 券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	240,000	17,967.62	43,122,284	18,109.81	43,463,547	3.500	2029/05/31	4.08
アメ リカ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	280,000	15,164.30	42,460,051	15,408.19	43,142,922	4.500	2031/12/31	4.05
アメ リカ	国 債 証 券	US TREASURY N/B	280,000	15,097.25	42,272,287	15,034.50	42,096,594	4.250	2035/05/15	3.95

スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	240,000	17,124.93	41,099,828	17,291.37	41,499,294	1.500	2027/04/30	3.89
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	425,000	9,323.35	39,624,255	9,496.01	40,358,055	1.125	2040/05/15	3.79
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	245,000	15,353.95	37,617,171	15,692.53	38,446,697	0.000	2029/11/25	3.61
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	200,000	14,974.90	29,949,809	15,057.43	30,114,850	4.000	2030/03/31	2.82
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	215,000	13,664.51	29,378,706	13,907.77	29,901,714	1.375	2028/10/31	2.80
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	140,000	17,522.91	24,532,069	17,486.95	24,481,735	3.100	2025/12/12	2.30
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	160,000	14,970.30	23,952,487	15,093.45	24,149,527	4.125	2032/02/29	2.27
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	160,000	14,741.44	23,586,308	14,761.60	23,618,561	1.625	2026/02/15	2.22
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	140,000	15,152.03	21,212,840	15,118.17	21,165,435	4.125	2031/07/31	1.99
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	120,000	17,704.37	21,245,246	17,636.13	21,163,350	3.250	2034/04/30	1.99
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	120,000	17,586.11	21,103,332	17,565.47	21,078,558	2.700	2026/09/17	1.98
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	170,000	11,595.67	19,712,635	11,544.30	19,625,316	3.000	2045/11/15	1.84
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	130,000	14,920.58	19,396,753	14,933.41	19,413,430	4.500	2026/03/31	1.82

中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	850,000	2,193.42	18,644,108	2,181.40	18,541,860	2.600	2030/09/15	1.74
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000	17,779.73	17,779,731	17,787.04	17,787,042	3.100	2031/07/30	1.67
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	180,000	9,809.77	17,657,593	9,813.08	17,663,545	4.250	2034/06/21	1.66
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000	16,849.79	16,849,789	17,108.18	17,108,179	1.400	2028/04/30	1.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	110,000	14,661.70	16,127,874	14,859.12	16,345,029	4.000	2034/02/15	1.53
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	90,000	16,375.58	14,738,021	16,614.43	14,952,986	3.450	2043/07/30	1.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	100,000	14,489.04	14,489,043	14,669.30	14,669,295	3.875	2034/08/15	1.38
イギリス	国債証券	UK GILT	70,000	19,979.86	13,985,903	19,688.61	13,782,025	4.500	2035/03/07	1.29
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	90,000	14,323.85	12,891,466	14,593.19	13,133,874	0.000	2031/11/25	1.23
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	610,000	2,103.23	12,829,675	2,095.78	12,784,248	2.460	2026/02/15	1.20
ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	70,000	17,462.53	12,223,769	17,613.44	12,329,411	2.700	2029/10/22	1.16
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	540,000	2,232.95	12,057,936	2,217.84	11,976,324	2.760	2032/05/15	1.12
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	105,000	9,980.47	10,479,491	9,950.39	10,447,914	2.250	2046/08/15	0.98

□ 種類別投資比率

2025年9月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	96.40
地方債証券	0.48
合計	96.89

投資不動産物件

国内株式マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

国内株式マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（B号）

2025年9月30日現在

種類	国/ 地域	取引所 等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	日本	大阪取引 所	長国 先 0 7 1 2 月 2 0 2 5 年 1 2 月	買建	186	日本・円	25,412,426,440	25,256,940,000	6.06

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

外国株式マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（B号）

2025年9月30日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	668,000.00	97,958,738	98,723,118	9.26
	ユーロ	買建	120,000.00	20,686,406	20,870,207	1.96
	オフショア・人民元	買建	756,000.00	15,654,983	15,738,786	1.48
	イギリス・ポンド	買建	33,000.00	6,520,347	6,547,922	0.61
	イスラエル・シケル	買建	21,000.00	921,591	941,537	0.09
	ノルウェー・クローネ	買建	27,000.00	393,672	399,162	0.04
	スウェーデン・クローナ	買建	24,000.00	374,938	377,565	0.04

デンマーク・クローネ	買建	3,000.00	69,276	69,953	0.01
ユーロ	売建	386,000.00	66,531,271	67,132,502	6.30
アメリカ・ドル	売建	186,000.00	27,218,245	27,488,772	2.58
オーストラリア・ドル	売建	144,000.00	13,815,479	14,004,907	1.31
カナダ・ドル	売建	84,000.00	8,965,654	8,944,899	0.84
シンガポール・ドル	売建	54,000.00	6,198,654	6,215,146	0.58
イギリス・ポンド	売建	23,000.00	4,541,757	4,563,703	0.43
ニュージーランド・ドル	売建	21,000.00	1,812,960	1,797,828	0.17
ポーランド・ズロチ	売建	13,000.00	523,039	526,281	0.05

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

基準日: 2025年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

■年金プラン30



決算期	分配金
2025年3月	0円
2024年3月	0円
2023年3月	0円
2022年3月	0円
2021年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■年金プラン50



決算期	分配金
2025年3月	0円
2024年3月	0円
2023年3月	0円
2022年3月	0円
2021年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

■年金プラン70



決算期	分配金
2025年3月	0円
2024年3月	0円
2023年3月	0円
2022年3月	0円
2021年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■年金プラン30

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.24
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	56.70
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(B号)	21.48
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(B号)	11.64
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(B号)	9.94

■年金プラン50

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.24
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	36.64
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(B号)	34.49
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(B号)	18.68
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(B号)	9.95

■年金プラン70

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.23
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド(B号)	48.41
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド(B号)	24.61
日本	親投資信託受益証券	国内債券マザーファンド(B号)	16.85
日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド(B号)	9.91

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■国内株式マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.31
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5.35
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.64
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3.37
日本	株式	三菱重工業	機械	2.67
日本	株式	スギホールディングス	小売業	2.55
日本	株式	NTT	情報・通信業	2.48
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.36
日本	株式	三菱電機	電気機器	2.14
日本	株式	任天堂	その他製品	2.06
日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	2.04

■国内債券マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	53.47
社債券	日本	35.17
特殊債券	日本	2.99
地方債証券	日本	0.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.43
合計(純資産総額)		100.00

*債券先物取引の買建て 6.06%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	476 2年国債	0.900	2027/09/01	11.00
日本	国債証券	473 2年国債	0.800	2027/06/01	4.39
日本	国債証券	379 10年国債	1.500	2035/06/20	2.68
日本	国債証券	474 2年国債	0.700	2027/07/01	2.20
日本	国債証券	364 10年国債	0.100	2031/09/20	2.03
日本	国債証券	178 5年国債	1.000	2030/03/20	1.66
日本	国債証券	164 20年国債	0.500	2038/03/20	1.39
日本	国債証券	368 10年国債	0.200	2032/09/20	1.31
日本	国債証券	173 20年国債	0.400	2040/06/20	1.16
日本	国債証券	169 20年国債	0.300	2039/06/20	1.15

■外国株式マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	76.23
	フランス	5.61
	イギリス	3.87
	スイス	3.21
	アイルランド	2.92
	オランダ	2.86
	ドイツ	1.65
	その他	1.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.81
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	8.55
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	6.08
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3.99
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.74
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.73
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.24
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	1.84
アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	1.75
アメリカ	株式	INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	金融サービス	1.66
アメリカ	株式	AMPHENOL CORP-CL A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.63

*比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■外国債券マザーファンド（B号）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	39.52
	スペイン	17.52
	中国	9.71
	フランス	7.89
	ドイツ	6.43
	イギリス	5.35
	その他	9.97
	カナダ	0.48
地方債証券		
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.12
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2030/01/31	4.56
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3.500	2029/05/31	4.08
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2031/12/31	4.05
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2035/05/15	3.95
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1.500	2027/04/30	3.89
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.125	2040/05/15	3.79
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	0.000	2029/11/25	3.61
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.000	2030/03/31	2.82
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2028/10/31	2.80
ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3.100	2025/12/12	2.30

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■年金プラン30



■年金プラン50



■年金プラン70



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(合成指数)の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

- (ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、それぞれ「年金30」、「年金50」、「年金70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
--------	---------	--------

三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp
----------------------	--------------	---

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2000年9月19日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年3月7日から翌年3月6日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（八）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

八 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告

し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書(運用状況に係る情報)

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われま

八 償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

二 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

ホ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ヘ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期(2024年3月7日から2025年3月6日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・年金プラン30】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 (2024年 3月 6日現在)	第25期 (2025年 3月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	441,581	212,237
コール・ローン	19,903,170	25,797,253
親投資信託受益証券	2,580,484,728	2,503,143,061
未収入金	7,890,000	2,430,000
流動資産合計	2,608,719,479	2,531,582,551
資産合計	2,608,719,479	2,531,582,551
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,421,217	2,424,951
未払受託者報酬	1,087,861	1,121,459
未払委託者報酬	11,151,031	11,495,403
その他未払費用	146,306	146,300
流動負債合計	20,806,415	15,188,113
負債合計	20,806,415	15,188,113
純資産の部		
元本等		
元本	1,470,020,800	1,457,059,343
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,117,892,264	1,059,335,095
(分配準備積立金)	640,518,464	597,987,441
元本等合計	2,587,913,064	2,516,394,438
純資産合計	2,587,913,064	2,516,394,438
負債純資産合計	2,608,719,479	2,531,582,551

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第24期		第25期	
	自 至	2023年 3月 7日 2024年 3月 6日	自 至	2024年 3月 7日 2025年 3月 6日
営業収益				
受取利息		214		39,893
有価証券売買等損益		315,214,430		23,121,667
営業収益合計		315,214,644		23,081,774
営業費用				
支払利息		9,384		34
受託者報酬		2,158,156		2,263,612
委託者報酬		22,121,923		23,202,921
その他費用		293,200		292,601
営業費用合計		24,582,663		25,759,168
営業利益又は営業損失（ ）		290,631,981		48,840,942
経常利益又は経常損失（ ）		290,631,981		48,840,942
当期純利益又は当期純損失（ ）		290,631,981		48,840,942
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		13,787,662		410,992
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		847,236,121		1,117,892,264
剰余金増加額又は欠損金減少額		83,323,591		78,598,029
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		83,323,591		78,598,029
剰余金減少額又は欠損金増加額		89,511,767		88,725,248
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		89,511,767		88,725,248
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,117,892,264		1,059,335,095

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第25期	
	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第24期	第25期
	(2024年3月6日現在)	(2025年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,470,020,800口	1,457,059,343口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7605円 (1万口当たりの純資産額17,605円)	1口当たり純資産額 1.7270円 (1万口当たりの純資産額17,270円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第24期	第25期
	自 2023年3月7日 至 2024年3月6日	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（25,025,607円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（251,818,712円）、収益調整金（529,934,141円）、および分配準備積立金（363,674,145円）より、分配対象収益は1,170,452,605円（1万口当たり7,962.15円）であります。分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,555,903円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（568,859,074円）、および分配準備積立金（591,431,538円）より、分配対象収益は1,166,846,515円（1万口当たり8,008.23円）であります。分配を行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第25期 自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期 (2025年3月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第24期（自 2023年3月7日 至 2024年3月6日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	267,173,819円
合計	267,173,819円

第25期（自 2024年3月7日 至 2025年3月6日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	31,290,231円
合計	31,290,231円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第25期 自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第24期 (2024年3月6日現在)	第25期 (2025年3月6日現在)
期首元本額	1,498,614,295円	1,470,020,800円
期中追加設定元本額	128,948,920円	103,723,130円
期中一部解約元本額	157,542,415円	116,684,587円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（B号）	196,701,597	567,739,819	
	国内債券マザーファンド（B号）	1,089,632,205	1,418,374,241	
	外国株式マザーファンド（B号）	47,764,558	279,838,215	
	外国債券マザーファンド（B号）	70,272,505	237,190,786	
	親投資信託受益証券 小計		2,503,143,061	
合計			2,503,143,061	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三井住友・年金プラン50】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第24期 (2024年 3月 6日現在)	第25期 (2025年 3月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	761,868	332,206
コール・ローン	34,339,342	40,379,289
親投資信託受益証券	4,018,571,984	3,923,300,927
未収入金	6,520,000	5,640,000
流動資産合計	4,060,193,194	3,969,652,422
資産合計	4,060,193,194	3,969,652,422
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,288,339	5,633,187
未払受託者報酬	1,648,574	1,751,321
未払委託者報酬	21,019,874	22,329,963
その他未払費用	200,239	200,200
流動負債合計	32,157,026	29,914,671
負債合計	32,157,026	29,914,671
純資産の部		
元本等		
元本	1,943,335,982	1,907,130,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,084,700,186	2,032,607,047
(分配準備積立金)	1,418,779,858	1,314,865,021
元本等合計	4,028,036,168	3,939,737,751
純資産合計	4,028,036,168	3,939,737,751
負債純資産合計	4,060,193,194	3,969,652,422

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第24期		第25期	
	自 至	2023年 3月 7日 2024年 3月 6日	自 至	2024年 3月 7日 2025年 3月 6日
営業収益				
受取利息		315		54,776
有価証券売買等損益		735,965,984		35,598,943
営業収益合計		735,966,299		35,653,719
営業費用				
支払利息		14,245		50
受託者報酬		3,212,651		3,540,267
委託者報酬		40,962,291		45,139,594
その他費用		401,435		400,402
営業費用合計		44,590,622		49,080,313
営業利益又は営業損失（ ）		691,375,677		13,426,594
経常利益又は経常損失（ ）		691,375,677		13,426,594
当期純利益又は当期純損失（ ）		691,375,677		13,426,594
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		29,192,697		2,422,842
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,411,775,256		2,084,700,186
剰余金増加額又は欠損金減少額		148,686,479		134,395,999
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		148,686,479		134,395,999
剰余金減少額又は欠損金増加額		137,944,529		170,639,702
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		137,944,529		170,639,702
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,084,700,186		2,032,607,047

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第25期	
	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第24期	第25期
	(2024年3月6日現在)	(2025年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,943,335,982口	1,907,130,704口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.0727円 (1万口当たりの純資産額20,727円)	1口当たり純資産額 2.0658円 (1万口当たりの純資産額20,658円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第24期	第25期
	自 2023年3月7日 至 2024年3月6日	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（45,538,223円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（616,644,757円）、収益調整金（743,251,798円）、および分配準備積立金（756,596,878円）より、分配対象収益は2,162,031,656円（1万口当たり11,125.36円）であります。分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,495,255円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（815,626,588円）、および分配準備積立金（1,306,369,766円）より、分配対象収益は2,130,491,609円（1万口当たり11,171.19円）であります。分配を行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第25期 自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期 (2025年3月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第24期（自 2023年3月7日 至 2024年3月6日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	656,805,460円
合計	656,805,460円

第25期(自 2024年3月7日 至 2025年3月6日)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,719,641円
合計	24,719,641円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第24期 (2024年3月6日現在)	第25期 (2025年3月6日現在)
期首元本額	1,959,919,507円	1,943,335,982円
期中追加設定元本額	173,644,102円	122,768,629円
期中一部解約元本額	190,227,627円	158,973,907円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	国内株式マザーファンド(B号)	489,530,983	1,412,933,276	
	国内債券マザーファンド(B号)	1,099,897,415	1,431,736,465	
	外国株式マザーファンド(B号)	120,402,174	705,400,216	
	外国債券マザーファンド(B号)	110,577,125	373,230,970	
	親投資信託受益証券 小計		3,923,300,927	
合計			3,923,300,927	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三井住友・年金プラン70】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 (2024年 3月 6日現在)	第25期 (2025年 3月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	684,924	313,248
コール・ローン	30,871,269	38,075,015
親投資信託受益証券	3,124,951,354	3,104,944,835
未収入金	7,000,000	1,310,000
流動資産合計	3,163,507,547	3,144,643,098
資産合計	3,163,507,547	3,144,643,098
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,889,177	1,336,526
未払受託者報酬	1,233,389	1,374,964
未払委託者報酬	18,809,929	20,968,774
その他未払費用	234,334	234,300
流動負債合計	30,166,829	23,914,564
負債合計	30,166,829	23,914,564
純資産の部		
元本等		
元本	1,345,646,327	1,326,083,279
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,787,694,391	1,794,645,255
（分配準備積立金）	1,235,429,698	1,128,174,898
元本等合計	3,133,340,718	3,120,728,534
純資産合計	3,133,340,718	3,120,728,534
負債純資産合計	3,163,507,547	3,144,643,098

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第24期		第25期	
	自 至	2023年 3月 7日 2024年 3月 6日	自 至	2024年 3月 7日 2025年 3月 6日
営業収益				
受取利息		284		49,039
有価証券売買等損益		743,531,726		76,043,481
営業収益合計		743,532,010		76,092,520
営業費用				
支払利息		11,458		46
受託者報酬		2,379,215		2,760,764
委託者報酬		36,284,492		42,102,968
その他費用		469,410		468,602
営業費用合計		39,144,575		45,332,380
営業利益又は営業損失（ ）		704,387,435		30,760,140
経常利益又は経常損失（ ）		704,387,435		30,760,140
当期純利益又は当期純損失（ ）		704,387,435		30,760,140
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		32,728,788		3,080,470
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,112,112,494		1,787,694,391
剰余金増加額又は欠損金減少額		159,119,489		183,438,617
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		159,119,489		183,438,617
剰余金減少額又は欠損金増加額		155,196,239		204,167,423
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		155,196,239		204,167,423
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,787,694,391		1,794,645,255

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第25期	
	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第24期	第25期
	(2024年3月6日現在)	(2025年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,345,646,327口	1,326,083,279口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.3285円 (1万口当たりの純資産額23,285円)	1口当たり純資産額 2.3533円 (1万口当たりの純資産額23,533円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第24期	第25期
	自 2023年3月7日 至 2024年3月6日	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,113,030円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（631,545,617円）、収益調整金（577,011,261円）、および分配準備積立金（563,771,051円）より、分配対象収益は1,812,440,959円（1万口当たり13,468.93円）であります。分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（19,404,281円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8,275,389円）、収益調整金（685,943,021円）、および分配準備積立金（1,100,495,228円）より、分配対象収益は1,814,117,919円（1万口当たり13,680.27円）であります。分配を行っておりません。</p>

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	第25期 自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第25期 (2025年3月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第24期（自 2023年3月7日 至 2024年3月6日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	686,707,250円
合計	686,707,250円

第25期（自 2024年3月7日 至 2025年3月6日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	65,699,377円
合計	65,699,377円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第25期 自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第24期 (2024年3月6日現在)	第25期 (2025年3月6日現在)
期首元本額	1,378,709,751円	1,345,646,327円
期中追加設定元本額	157,835,787円	133,951,150円
期中一部解約元本額	190,899,211円	153,514,198円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド（B号）	540,871,424	1,561,117,191	
	国内債券マザーファンド（B号）	386,782,763	503,475,122	
	外国株式マザーファンド（B号）	127,064,511	744,432,850	
	外国債券マザーファンド（B号）	87,672,110	295,919,672	
	親投資信託受益証券 小計		3,104,944,835	
合計			3,104,944,835	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「三井住友・年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」および「三井住友・年金プラン70」は、「国内株式マザーファンド(B号)」、「国内債券マザーファンド(B号)」、「外国株式マザーファンド(B号)」および「外国債券マザーファンド(B号)」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド(B号)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年3月6日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	229,381
コール・ローン	27,881,014
株式	3,507,169,040
未収入金	109,465,012
未収配当金	5,206,900
流動資産合計	3,649,951,347
資産合計	3,649,951,347
負債の部	
流動負債	
未払金	108,167,686
流動負債合計	108,167,686
負債合計	108,167,686
純資産の部	
元本等	
元本	1,227,104,004
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,314,679,657
元本等合計	3,541,783,661
純資産合計	3,541,783,661
負債純資産合計	3,649,951,347

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
--	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2025年3月6日現在）
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	1,227,104,004口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.8863円 （1万口当たりの純資産額28,863円）

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年3月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式)</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2025年3月6日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,225,444,540円
同期中における追加設定元本額	125,218,471円
同期中における一部解約元本額	123,559,007円
2025年3月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	196,701,597円
三井住友・年金プラン50	489,530,983円
三井住友・年金プラン70	540,871,424円
合計	1,227,104,004円

（3）附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

（単位：円）

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッセイ	19,900	875.400	17,420,460	
ウエストホールディングス	2,000	1,626.000	3,252,000	
大林組	21,600	2,079.000	44,906,400	
鹿島建設	6,200	3,190.000	19,778,000	
積水ハウス	11,200	3,352.000	37,542,400	
キッコーマン	4,100	1,459.000	5,981,900	
東洋水産	1,300	8,958.000	11,645,400	
レゾナック・ホールディングス	2,200	3,625.000	7,975,000	
大阪ソーダ	4,500	1,501.000	6,754,500	
三菱瓦斯化学	3,800	2,360.000	8,968,000	
中国塗料	19,400	2,192.000	42,524,800	
ライオン	26,900	1,757.000	47,263,300	
中外製薬	6,200	7,352.000	45,582,400	
第一三共	2,200	3,545.000	7,799,000	
大塚ホールディングス	4,200	7,476.000	31,399,200	
E N E O Sホールディングス	40,200	803.600	32,304,720	
東洋炭素	2,400	3,900.000	9,360,000	
日本製鉄	12,200	3,379.000	41,223,800	
古河電気工業	5,500	5,724.000	31,482,000	
フジクラ	7,100	6,130.000	43,523,000	
ディスコ	900	33,090.000	29,781,000	
タツモ	11,200	2,115.000	23,688,000	

ダイフク	7,300	3,822.000	27,900,600
アマノ	3,400	3,926.000	13,348,400
三菱重工業	39,100	2,520.500	98,551,550
日立製作所	33,300	3,978.000	132,467,400
シンフォニア テクノロジー	6,200	6,990.000	43,338,000
明電舎	8,400	4,540.000	38,136,000
ダイヘン	1,000	6,850.000	6,850,000
日本電気	4,800	15,730.000	75,504,000
ルネサスエレクトロニクス	1,600	2,459.000	3,934,400
パナソニック ホールディングス	49,800	1,852.000	92,229,600
ソニーグループ	38,600	3,727.000	143,862,200
T D K	13,700	1,570.000	21,509,000
アドバンテスト	900	7,688.000	6,919,200
村田製作所	11,900	2,619.000	31,166,100
東京エレクトロン	2,200	21,780.000	47,916,000
川崎重工業	3,900	9,120.000	35,568,000
トヨタ自動車	52,500	2,822.500	148,181,250
武蔵精密工業	11,000	2,677.000	29,447,000
スズキ	22,000	1,837.000	40,414,000
テルモ	9,800	2,793.500	27,376,300
理研計器	1,900	2,765.000	5,253,500
フルヤ金属	1,300	2,715.000	3,529,500
タカラトミー	4,800	3,627.000	17,409,600
アシックス	10,300	3,435.000	35,380,500
リンテック	5,000	2,883.000	14,415,000
任天堂	6,900	11,385.000	78,556,500
九州電力	16,200	1,326.000	21,481,200
東日本旅客鉄道	5,800	3,008.000	17,446,400
西日本旅客鉄道	12,000	2,964.000	35,568,000
山九	8,300	5,981.000	49,642,300
セイノーホールディングス	20,400	2,279.000	46,491,600
日本郵船	7,300	5,333.000	38,930,900
フィックスターズ	8,000	1,742.000	13,936,000
インターネットイニシアティブ	2,900	2,499.000	7,247,100
L I N E ヤフー	109,800	521.000	57,205,800
大塚商会	3,000	3,316.000	9,948,000
T B S ホールディングス	3,300	4,229.000	13,955,700
スカパー J S A T ホールディングス	66,400	1,111.000	73,770,400
K D D I	20,900	4,901.000	102,430,900
G M O インターネットグループ	6,600	3,018.000	19,918,800
東宝	6,300	7,059.000	44,471,700
ソフトバンクグループ	4,600	8,186.000	37,655,600
円谷フィールズホールディングス	4,800	1,620.000	7,776,000
丸紅	19,300	2,442.000	47,130,600
パルグループホールディングス	13,500	3,305.000	44,617,500
ビックカメラ	4,200	1,645.500	6,911,100
良品計画	2,800	3,900.000	10,920,000
スギホールディングス	35,300	2,803.500	98,963,550

丸井グループ	15,100	2,660.000	40,166,000
ファーストリテイリング	300	47,740.000	14,322,000
めぶきフィナンシャルグループ	55,000	661.600	36,388,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	95,800	1,954.500	187,241,100
三井住友トラストグループ	16,600	3,871.000	64,258,600
群馬銀行	23,700	1,204.000	28,534,800
七十七銀行	9,500	4,579.000	43,500,500
北洋銀行	28,300	528.000	14,942,400
SBIホールディングス	4,800	4,426.000	21,244,800
野村ホールディングス	54,600	985.500	53,808,300
第一生命ホールディングス	16,700	4,579.000	76,469,300
東京海上ホールディングス	15,000	5,493.000	82,395,000
アコム	92,200	390.300	35,985,660
霞ヶ関キャピタル	2,000	13,450.000	26,900,000
エムスリー	20,000	1,784.000	35,680,000
オリエンタルランド	8,900	3,076.000	27,376,400
サイバーエージェント	24,700	1,113.500	27,503,450
リクルートホールディングス	8,300	9,372.000	77,787,600
セコム	7,100	5,201.000	36,927,100
合 計	1,447,100		3,507,169,040

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

（2025年3月6日現在）

資産の部	
流動資産	
金銭信託	278,250,709
コール・ローン	33,821,100,881
国債証券	207,193,817,470
地方債証券	4,500,357,600
特殊債券	13,995,416,663
社債券	122,707,716,600
未収入金	2,235,384,000
未収利息	881,001,322
前払金	266,330,000
前払費用	127,080,052
差入委託証拠金	326,149,010
流動資産合計	386,332,604,307
資産合計	386,332,604,307
負債の部	
流動負債	

派生商品評価勘定	433,727,280
未払金	2,232,180,900
未払解約金	38,502,824
流動負債合計	2,704,411,004
負債合計	2,704,411,004
純資産の部	
元本等	
元本	294,716,803,109
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	88,911,390,194
元本等合計	383,628,193,303
純資産合計	383,628,193,303
負債純資産合計	386,332,604,307

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	294,716,803,109口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.3017円 (1万口当たりの純資産額13,017円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年3月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月6日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち 1年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	長国先 0703月	32,561,087,280	-	32,127,360,000	433,727,280
	小計	32,561,087,280	-	32,127,360,000	433,727,280
合 計		32,561,087,280	-	32,127,360,000	433,727,280

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	241,300,754,901円
同期中における追加設定元本額	56,825,559,184円
同期中における一部解約元本額	3,409,510,976円
2025年3月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	1,089,632,205円
三井住友・年金プラン50	1,099,897,415円
三井住友・年金プラン70	386,782,763円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	108,301,543円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	217,471,451円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	77,761,466円
三井住友・DC国内債券アクティブ	303,605,522円
三井住友・日本債券年金ファンド	4,233,079,404円
S M A M・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	2,337,106,704円
S M A M・バランスファンドVA安定型(適格機関投資家専用)	56,527,152円
S M A M・バランスファンドVA株40型(適格機関投資家専用)	1,569,735円
バランスファンドVA(安定運用型) < 適格機関投資家限定 >	59,043,285円
三井住友 / F O F s 用日本債F(適格機関投資家限定)	284,746,024,464円
合 計	294,716,803,109円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 6 7 2 年国債	17,070,000,000	17,007,011,700	
	4 6 8 2 年国債	18,800,000,000	18,724,048,000	
	4 6 9 2 年国債	28,100,000,000	28,026,097,000	
	4 7 0 2 年国債	90,000,000	89,911,800	
	1 7 1 5 年国債	400,000,000	388,692,000	
	1 7 5 5 年国債	2,600,000,000	2,574,000,000	
	1 0 4 0 年国債	150,000,000	97,270,500	
	1 1 4 0 年国債	400,000,000	246,228,000	
	1 4 4 0 年国債	1,350,000,000	755,433,000	
	1 5 4 0 年国債	509,000,000	314,668,890	
	1 6 4 0 年国債	2,080,000,000	1,410,489,600	
	1 7 4 0 年国債	2,700,000,000	2,388,933,000	
	3 6 0 1 0 年国債	800,000,000	755,264,000	
	3 6 4 1 0 年国債	9,300,000,000	8,661,276,000	
	3 6 5 1 0 年国債	3,200,000,000	2,969,696,000	
	3 6 7 1 0 年国債	2,310,000,000	2,141,554,800	
	3 7 3 1 0 年国債	2,600,000,000	2,429,596,000	
	3 7 6 1 0 年国債	1,300,000,000	1,234,389,000	
	3 7 7 1 0 年国債	8,600,000,000	8,369,004,000	
	3 0 3 0 年国債	510,000,000	538,269,300	
	4 2 3 0 年国債	1,170,000,000	1,089,316,800	
	4 5 3 0 年国債	3,250,000,000	2,900,332,500	
	4 6 3 0 年国債	1,130,000,000	1,005,315,800	
	4 8 3 0 年国債	1,770,000,000	1,537,050,300	
	5 2 3 0 年国債	210,000,000	147,984,900	
	5 5 3 0 年国債	1,700,000,000	1,267,316,000	
	5 9 3 0 年国債	3,550,000,000	2,538,463,000	
	6 0 3 0 年国債	3,490,000,000	2,610,275,700	
	6 1 3 0 年国債	350,000,000	248,062,500	
	6 7 3 0 年国債	5,980,000,000	3,999,663,200	
	7 0 3 0 年国債	3,800,000,000	2,571,232,000	
	7 1 3 0 年国債	870,000,000	585,370,800	
	7 2 3 0 年国債	150,000,000	100,434,000	
	7 3 3 0 年国債	200,000,000	133,260,000	
	7 4 3 0 年国債	1,620,000,000	1,169,494,200	
	7 5 3 0 年国債	3,450,000,000	2,686,894,500	
7 6 3 0 年国債	2,511,000,000	2,000,137,050		
7 8 3 0 年国債	1,660,000,000	1,315,649,600		
8 0 3 0 年国債	3,880,000,000	3,376,996,800		

	8 1	3 0年国債	1,760,000,000	1,457,016,000	
	8 2	3 0年国債	4,850,000,000	4,204,562,000	
	8 3	3 0年国債	300,000,000	284,301,000	
	8 4	3 0年国債	1,090,000,000	1,009,056,600	
	8 5	3 0年国債	3,300,000,000	3,190,011,000	
	1 4 9	2 0年国債	1,620,000,000	1,627,954,200	
	1 5 1	2 0年国債	2,120,000,000	2,063,056,800	
	1 5 3	2 0年国債	1,335,000,000	1,303,640,850	
	1 5 4	2 0年国債	1,360,000,000	1,310,931,200	
	1 5 5	2 0年国債	1,660,000,000	1,562,607,800	
	1 6 0	2 0年国債	250,000,000	223,015,000	
	1 6 3	2 0年国債	2,250,000,000	1,954,057,500	
	1 6 4	2 0年国債	3,260,000,000	2,778,791,400	
	1 6 5	2 0年国債	4,300,000,000	3,645,841,000	
	1 6 7	2 0年国債	5,330,000,000	4,468,245,600	
	1 6 8	2 0年国債	3,800,000,000	3,121,700,000	
	1 6 9	2 0年国債	6,100,000,000	4,906,718,000	
	1 7 0	2 0年国債	2,400,000,000	1,918,800,000	
	1 7 3	2 0年国債	5,350,000,000	4,267,802,000	
	1 7 5	2 0年国債	3,350,000,000	2,684,187,500	
	1 8 1	2 0年国債	750,000,000	623,977,500	
	1 8 2	2 0年国債	665,000,000	570,250,800	
	1 8 3	2 0年国債	3,800,000,000	3,413,502,000	
	1 8 4	2 0年国債	1,800,000,000	1,532,448,000	
	1 8 5	2 0年国債	2,800,000,000	2,375,100,000	
	1 8 6	2 0年国債	4,220,000,000	3,820,914,600	
	1 8 8	2 0年国債	2,010,000,000	1,840,778,100	
	1 8 9	2 0年国債	1,977,000,000	1,897,959,540	
	1 9 0	2 0年国債	1,849,000,000	1,743,163,240	
	1 9 1	2 0年国債	11,300,000,000	10,988,346,000	
		国債証券 小計		207,193,817,470	
地方債証券	7 5 9	東京都公債	100,000,000	98,808,400	
	7 6 3	東京都公債	100,000,000	98,678,500	
	6	東京都20年	600,000,000	600,334,200	
	1 4	東京都20年	500,000,000	519,239,000	
	2 8 - 3	埼玉県公債	200,000,000	198,283,000	
	2 8 - 1 0	埼玉県公債	100,000,000	98,532,900	
	4	埼玉県20年	400,000,000	411,962,400	
	1 5 4	共同発行地方	600,000,000	598,448,400	
	1 5 5	共同発行地方	900,000,000	895,519,800	
	2 9 - 4	横浜市公債	1,000,000,000	980,551,000	
		地方債証券 小計		4,500,357,600	
特殊債券	2	地方公営20年	250,000,000	261,031,750	
	9	地方公共団20年	800,000,000	826,135,200	
	F 7 7	地方公共団体	100,000,000	101,007,000	

F 8 0 地方公共団体	400,000,000	407,342,000	
F 1 1 6 地方公共団体	100,000,000	101,117,800	
F 1 3 4 地方公共団体	200,000,000	201,746,600	
F 1 4 3 地方公共団体	500,000,000	504,365,000	
F 1 6 3 地方公共団体	100,000,000	99,926,300	
F 1 7 2 地方公共団体	300,000,000	301,255,200	
2 地方公共団 1 5 年	500,000,000	499,815,500	
F 2 2 5 地方公共団体	100,000,000	99,764,500	
F 2 2 6 地方公共団体	100,000,000	99,672,000	
7 1 政保地方公共団	214,000,000	213,979,028	
7 3 政保地方公共団	201,000,000	201,000,000	
7 5 政保地方公共団	303,000,000	302,910,009	
F 3 0 3 地方公共団体	100,000,000	97,413,300	
F 3 0 6 地方公共団体	300,000,000	295,929,600	
9 1 地方公共団体	400,000,000	394,512,800	
2 0 公営企業 2 0 年	400,000,000	410,626,000	
2 4 公営企業 2 0 年	200,000,000	207,500,600	
4 6 住宅機構 R M B S	31,188,000	31,730,671	
4 8 住宅機構 R M B S	29,608,000	30,161,669	
5 0 住宅機構 R M B S	15,630,000	15,822,249	
5 7 住宅機構 R M B S	21,240,000	21,244,248	
5 9 住宅機構 R M B S	22,645,000	22,620,090	
7 1 住宅機構 R M B S	25,548,000	24,975,724	
8 8 住宅機構 R M B S	68,708,000	66,097,096	
9 0 住宅機構 R M B S	36,455,000	34,927,535	
9 1 住宅機構 R M B S	37,432,000	35,691,412	
1 2 3 住宅機構 R M B S	65,611,000	59,594,471	
1 2 7 住宅機構 R M B S	67,449,000	60,778,293	
1 2 8 住宅機構 R M B S	65,722,000	59,386,399	
1 2 9 住宅機構 R M B S	135,504,000	122,495,616	
1 3 0 住宅機構 R M B S	338,520,000	305,209,632	
1 3 3 住宅機構 R M B S	271,784,000	244,469,708	
1 3 4 住宅機構 R M B S	68,767,000	61,587,725	
1 3 5 住宅機構 R M B S	68,450,000	61,276,440	
1 3 6 住宅機構 R M B S	69,441,000	62,378,850	
1 3 9 住宅機構 R M B S	69,280,000	62,268,864	
1 4 0 住宅機構 R M B S	691,180,000	616,947,268	
1 4 1 住宅機構 R M B S	709,360,000	631,401,336	
1 4 2 住宅機構 R M B S	215,076,000	191,202,564	
1 4 3 住宅機構 R M B S	143,862,000	127,605,594	
1 4 6 住宅機構 R M B S	441,120,000	387,435,696	
1 4 7 住宅機構 R M B S	367,130,000	322,303,427	
1 4 8 住宅機構 R M B S	745,910,000	650,657,293	
1 5 2 住宅機構 R M B S	385,030,000	341,290,592	
1 5 3 住宅機構 R M B S	153,798,000	136,234,268	

	1 5 4 住宅機構R M B S	233,613,000	206,210,195	
	1 6 4 住宅機構R M B S	82,252,000	72,340,634	
	1 7 8 住宅機構R M B S	85,591,000	76,338,612	
	1 7 9 住宅機構R M B S	86,227,000	76,595,444	
	1 8 8 住宅機構R M B S	356,724,000	333,750,973	
	1 8 9 住宅機構R M B S	269,538,000	251,802,399	
	1 9 0 住宅機構R M B S	1,351,995,000	1,274,931,285	
	1 9 1 住宅機構R M B S	1,170,559,000	1,089,322,204	
	2 1 4 住宅機構R M B S	200,000,000	199,280,000	
	特殊債券 小計		13,995,416,663	
社債券	1 0 3 東日本高速道	300,000,000	293,790,000	
	9 9 中日本高速道	400,000,000	392,174,400	
	1 0 1 中日本高速道	500,000,000	488,114,500	
	6 5 西日本高速道	500,000,000	492,399,000	
	4 2 大成建設	300,000,000	299,336,400	
	3 6 清水建設	200,000,000	197,453,200	
	1 6 長谷工コ - ポ	300,000,000	292,574,700	
	1 8 長谷工コ - ポ	200,000,000	195,817,000	
	1 9 長谷工コ - ポ	400,000,000	392,045,600	
	5 0 鹿島建設	600,000,000	584,149,200	
	1 2 西松建設	400,000,000	385,529,200	
	1 4 西松建設	1,700,000,000	1,652,916,800	
	4 大和ハウス劣F R	900,000,000	877,940,100	
	2 積水ハウス劣後F R	1,600,000,000	1,592,608,000	
	1 住友生命4劣ローン	900,000,000	887,370,300	
	1アサヒグループHD劣F R	900,000,000	899,377,200	
	1 6 アサヒグループHD	100,000,000	99,202,900	
	2 1 アサヒグループHD	500,000,000	487,141,500	
	1 2 サントリーホールディング	200,000,000	187,154,000	
	4 サントリーHD劣後F R	300,000,000	294,953,400	
	3 2 味の素	300,000,000	284,143,200	
	2 日清食品HD	100,000,000	96,545,400	
	1 8 野村不動産HD	1,000,000,000	975,485,000	
	2 9 東急不動産HD	100,000,000	97,189,700	
	1 東急不動産劣F R	400,000,000	398,884,000	
	2 東急不動産劣F R	500,000,000	463,204,000	
	1 いすゞリーシング	300,000,000	299,088,300	
	2 6 旭化成	300,000,000	297,764,400	
	1 0 エア・ウォーター	400,000,000	388,718,000	
	6 日本酸素HD	400,000,000	396,442,800	
	6 1 三井化学	300,000,000	298,326,000	
	1 4 野村総合研究所	600,000,000	574,073,400	
	2 武田薬品劣後F R	5,000,000,000	4,961,555,000	
	1 0 テルモ	300,000,000	296,406,900	
	5 大塚ホールディングス	100,000,000	94,483,600	

2 3	オリエンタルランド	600,000,000	579,826,200	
3	日本製鉄	300,000,000	285,453,000	
6	日本製鉄劣後F R	3,700,000,000	3,600,340,500	
1 6	クボタ	400,000,000	391,184,400	
5 5	日本精工	100,000,000	99,412,200	
5 8	日本精工	100,000,000	97,496,000	
2 3	日立製作所	1,300,000,000	1,237,905,500	
3 7	ソニーG	600,000,000	597,849,000	
3 8	ソニーG	100,000,000	98,187,700	
4 0	ソニーG	700,000,000	682,013,500	
4 1	ソニーG	700,000,000	657,076,000	
4 2	ソニーG	100,000,000	99,691,600	
4 3	ソニーG	1,800,000,000	1,787,936,400	
6	スタンレー電気	100,000,000	97,203,300	
7	スタンレー電気	200,000,000	194,491,000	
4 5	三菱重工業	1,500,000,000	1,434,501,000	
1 9	J A三井リース	400,000,000	394,293,600	
2 3	J A三井リース	400,000,000	397,367,600	
2 8	J A三井リース	200,000,000	193,918,400	
3 0	J A三井リース	600,000,000	586,314,000	
1 5	三井住友T・パナ	1,300,000,000	1,255,783,100	
1	良品計画	100,000,000	97,738,100	
1	丸紅 劣後F R	1,000,000,000	993,726,000	
8 3	三菱商事	1,500,000,000	1,411,453,500	
7	三菱商事劣後F R	700,000,000	689,644,200	
4 4	丸井グループ	400,000,000	387,278,400	
9 5	クレディセゾン	500,000,000	486,082,500	
9 9	クレディセゾン	600,000,000	581,952,000	
1 0 2	クレディセゾン	300,000,000	292,864,200	
2 6	イオン	500,000,000	490,170,000	
1 0	三菱UFJFG FR	1,400,000,000	1,387,250,200	
2 1	三菱UFJFG劣FR	1,100,000,000	1,087,727,300	
2 3	三菱UFJFG劣FR	1,000,000,000	990,489,000	
2 5	三菱UFJFG劣FR	900,000,000	894,481,200	
7	三井住友トラ劣FR	200,000,000	198,227,400	
1 5	三井住友FG劣FR	1,600,000,000	1,582,044,800	
1 7	三井住友FG劣FR	800,000,000	794,269,600	
1 7	みずほFG劣後FR	3,000,000,000	2,969,076,000	
4 0	芙蓉総合リース	200,000,000	194,578,000	
4 1	芙蓉総合リース	2,300,000,000	2,245,011,600	
1	芙蓉総合リース劣FR	600,000,000	597,403,200	
2	芙蓉総合リース劣FR	300,000,000	293,837,700	
2 3	みずほリース	900,000,000	875,786,400	
2 5	みずほリース	600,000,000	587,022,600	
1 7	みずほリース	900,000,000	887,796,000	

26	NTTファイナンス	2,100,000,000	1,957,653,600
28	NTTファイナンス	800,000,000	782,660,000
30	NTTファイナンス	500,000,000	478,410,500
38	NTTファイナンス	2,000,000,000	1,917,968,000
2	東京センチュリー劣FR	1,800,000,000	1,800,536,400
34	東京センチュリー	600,000,000	578,455,800
40	東京センチュリー	500,000,000	486,153,500
4	東京センチュリー劣FR	2,000,000,000	1,975,264,000
85	アコム	1,700,000,000	1,652,231,700
87	アコム	2,500,000,000	2,460,177,500
41	ジャックス	1,200,000,000	1,177,740,000
39	オリエントコーポレーション	600,000,000	586,849,800
213	オリックス	700,000,000	680,498,700
220	オリックス	1,300,000,000	1,269,158,800
6	オリックス 劣後FR	500,000,000	487,903,000
40	大和証券G本社	200,000,000	198,166,800
41	大和証券G本社	100,000,000	98,094,900
3	大和証券G 劣FR	1,900,000,000	1,882,620,700
1	SOMPOHD	1,200,000,000	1,170,888,000
4	損保ジャパン劣FR	1,500,000,000	1,502,488,500
73	三井不動産	100,000,000	86,948,600
82	三井不動産	500,000,000	485,283,500
5	三菱地所劣後FR	400,000,000	397,886,400
142	三菱地所	200,000,000	195,099,600
143	三菱地所	100,000,000	94,128,000
34	東京建物	900,000,000	828,484,200
112	住友不動産	2,700,000,000	2,627,418,600
115	住友不動産	1,500,000,000	1,459,495,500
135	東武鉄道	100,000,000	95,395,400
45	相鉄HD	100,000,000	94,855,600
62	京成電鉄	100,000,000	97,097,400
55	西日本鉄道	100,000,000	97,222,800
69	阪急阪神HLDG	100,000,000	97,842,500
71	名古屋鉄道	300,000,000	295,392,300
13	日本航空	3,500,000,000	3,331,394,500
20	三菱倉庫	100,000,000	95,805,300
28	KDDI	200,000,000	192,288,400
30	KDDI	300,000,000	299,015,400
33	KDDI	1,200,000,000	1,177,260,000
36	KDDI	700,000,000	696,920,000
536	関西電力	200,000,000	188,421,600
549	関西電力	300,000,000	299,793,000
567	関西電力	1,800,000,000	1,721,860,200
1	関西電力劣後FR	500,000,000	493,071,000
3	関西電力劣後FR	100,000,000	93,608,800

1	中国電力劣後 F R	400,000,000	365,172,800	
4 4 8	中国電力	1,000,000,000	936,925,000	
4 5 0	中国電力	1,000,000,000	966,247,000	
4 6 3	中国電力	500,000,000	483,595,500	
1	東北電力劣後 F R	1,400,000,000	1,396,484,600	
5 3 6	東北電力	500,000,000	460,249,000	
5 6 3	東北電力	1,000,000,000	941,293,000	
5 6 8	東北電力	200,000,000	193,554,200	
5 6 9	東北電力	2,400,000,000	2,328,199,200	
1	九州電力劣後 F R	400,000,000	399,524,400	
3	九州電力劣後 F R	500,000,000	477,286,500	
4 9 4	九州電力	200,000,000	185,460,200	
5 1 1	九州電力	400,000,000	395,658,800	
5 1 6	九州電力	300,000,000	281,319,300	
5 2 5	九州電力	1,000,000,000	929,041,000	
5 3 0	九州電力	1,000,000,000	963,593,000	
3 8 5	北海道電力	1,400,000,000	1,321,490,800	
3 9 1	北海道電力	2,800,000,000	2,711,828,000	
3 9 6	北海道電力	1,300,000,000	1,247,525,500	
3 4	沖縄電力	700,000,000	681,461,900	
7 3	電源開発	500,000,000	464,289,500	
4 9	東京電力 P G	1,000,000,000	985,324,000	
5 0	東京電力 P G	900,000,000	840,817,800	
7 2	東京電力 P G	2,200,000,000	2,092,340,800	
7 5	東京電力 P G	400,000,000	390,551,600	
7 7	東京電力 P G	100,000,000	96,949,200	
7 8	東京電力 P G	200,000,000	191,156,000	
5	東京電力 R P	200,000,000	188,054,200	
6	東京電力 R P	1,600,000,000	1,563,848,000	
1	大阪瓦斯 劣 F R	600,000,000	589,989,600	
2	大阪瓦斯 劣 F R	200,000,000	189,027,200	
2	日鉄住金物産	600,000,000	582,934,200	
BRK 1.031 12/08/27		1,500,000,000	1,482,105,000	
	社債券 小計		122,707,716,600	
	合 計		348,397,308,333	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

外国株式マザーファンド(B号)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年3月6日現在)

資産の部

流動資産

預金

15,631,230

金銭信託	193,863
コール・ローン	23,563,875
株式	1,689,504,373
未収配当金	784,133
流動資産合計	1,729,677,474
資産合計	1,729,677,474
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	295,231,243
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,434,446,231
元本等合計	1,729,677,474
純資産合計	1,729,677,474
負債純資産合計	1,729,677,474

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	295,231,243口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.8587円 (1万口当たりの純資産額58,587円)

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--------------------------	--

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年3月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(株式) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	328,020,149円
同期中における追加設定元本額	46,032,555円
同期中における一部解約元本額	78,821,461円
2025年3月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	47,764,558円
三井住友・年金プラン50	120,402,174円
三井住友・年金プラン70	127,064,511円
合 計	295,231,243円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	EOG RESOURCES INC	679	121.850	82,736.15	
	WILLIAMS COS INC	2,526	56.220	142,011.72	
	AVERY DENNISON CORP	540	182.820	98,722.80	
	ECOLAB INC	360	269.630	97,066.80	
	CARLISLE COS INC	258	336.910	86,922.78	
	EATON CORP PLC	399	287.730	114,804.27	
	HEICO CORP	248	268.590	66,610.32	
	PARKER HANNIFIN CORP	213	640.050	136,330.65	
	QUANTA SERVICES INC	192	253.160	48,606.72	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	470	348.650	163,865.50	
	TREX COMPANY INC	1,137	58.690	66,730.53	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	947	87.890	83,231.83	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	710	109.940	78,057.40	
	CINTAS CORP	526	205.290	107,982.54	
	VERALTO CORP	503	98.620	49,605.86	
	LULULEMON ATHLETICA INC	231	349.530	80,741.43	
	AIRBNB INC-CLASS A	862	142.580	122,903.96	
	BOOKING HOLDINGS INC	37	4,917.460	181,946.02	
	HOME DEPOT INC	232	386.350	89,633.20	
	POOL CORP	186	343.920	63,969.12	
PEPSICO INC	475	153.880	73,093.00		

COLGATE-PALMOLIVE CO	374	91.750	34,314.50	
IDEXX LABORATORIES INC	201	437.230	87,883.23	
INTUITIVE SURGICAL INC	275	568.020	156,205.50	
STRYKER CORP	333	395.690	131,764.77	
ELI LILLY & CO	356	929.720	330,980.32	
IQVIA HOLDINGS INC	415	185.850	77,127.75	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	153	524.190	80,201.07	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	226	491.640	111,110.64	
ZOETIS INC	667	167.000	111,389.00	
BANK OF AMERICA CORP	4,003	42.290	169,286.87	
JPMORGAN CHASE & CO	579	251.530	145,635.87	
AMERICAN EXPRESS CO	498	284.180	141,521.64	
ARES MANAGEMENT CORP - A	902	163.000	147,026.00	
FISERV INC	794	225.960	179,412.24	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	783	196.690	154,008.27	
MSCI INC	135	572.990	77,353.65	
S&P GLOBAL INC	275	522.900	143,797.50	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	1,259	135.090	170,078.31	
VISA INC-CLASS A SHARES	390	352.680	137,545.20	
MARSH & MCLENNAN COS	458	237.800	108,912.40	
RYAN SPECIALTY HOLDINGS INC	866	70.720	61,243.52	
ACCENTURE PLC-CL A	489	348.260	170,299.14	
ANSYS INC	248	327.780	81,289.44	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	266	365.440	97,207.04	
DATADOG INC - CLASS A	753	115.090	86,662.77	
FORTINET INC	2,157	106.800	230,367.60	
INTUIT INC	291	617.510	179,695.41	
MICROSOFT CORP	1,019	401.020	408,639.38	
ORACLE CORP	671	161.560	108,406.76	
SERVICENOW INC	245	915.790	224,368.55	
SYNOPSYS INC	304	447.960	136,179.84	
WORKDAY INC-CLASS A	307	259.610	79,700.27	
AMPHENOL CORP-CL A	1,757	64.710	113,695.47	
ARISTA NETWORKS INC	1,261	87.820	110,741.02	
TRIMBLE INC	1,282	69.490	89,086.18	
BROADCOM INC	1,100	191.580	210,738.00	
NVIDIA CORP	6,531	117.300	766,086.30	
QUALCOMM INC	663	158.490	105,078.87	
ALPHABET INC-CL A	3,270	173.020	565,775.40	
ALPHABET INC-CL C	381	174.990	66,671.19	
META PLATFORMS INC-CLASS A	482	656.470	316,418.54	
COSTAR GROUP INC	799	77.810	62,170.19	
アメリカ・ドル小計	49,949		9,001,648.21 (1,343,495,995)	

香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	3,500	107.900	377,650.00	
	AIA GROUP LTD	5,200	61.150	317,980.00	
香港・ドル小計		8,700		695,630.00 (13,356,096)	
イギリス・ ポンド	ASHTED GROUP PLC	1,145	45.260	51,822.70	
	COMPASS GROUP PLC	2,499	27.200	67,972.80	
	ASTRAZENECA PLC	720	120.620	86,846.40	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	705	113.800	80,229.00	
	AUTO TRADER GROUP PLC	9,936	7.720	76,705.92	
イギリス・ポンド小計		15,005		363,576.82 (69,995,809)	
スイス・フ ラン	SIKA AG-REG	504	238.400	120,153.60	
	GALDERMA GROUP AG	1,074	112.240	120,545.76	
	LONZA GROUP AG-REG	203	578.600	117,455.80	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	56	1,324.000	74,144.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	149	597.600	89,042.40	
スイス・フラン小計		1,986		521,341.56 (87,329,925)	
ユーロ	KINGSPAN GROUP PLC	1,207	82.250	99,275.75	
	SAFRAN SA	587	260.700	153,030.90	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	886	226.150	200,368.90	
	FERRARI NV	220	423.000	93,060.00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	132	664.300	87,687.60	
	KERRY GROUP PLC-A	455	98.800	44,954.00	
	L'OREAL	190	364.400	69,236.00	
	ING GROEP NV	7,312	17.874	130,694.68	
	ASML HOLDING NV	58	672.700	39,016.60	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	2,588	35.695	92,378.66	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	3,013	25.820	77,795.66	
ユーロ小計		16,648		1,087,498.75 (175,326,547)	
合 計		92,288		1,689,504,373 (1,689,504,373)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	63銘柄	77.7%	79.5%
香港・ドル	株式	2銘柄	0.8%	0.8%
イギリス・ポンド	株式	5銘柄	4.0%	4.1%
スイス・フラン	株式	5銘柄	5.0%	5.2%
ユーロ	株式	11銘柄	10.1%	10.4%

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド（B号）

（1）貸借対照表

（単位：円）

(2025年3月6日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	11,310,404
金銭信託	89,672
コール・ローン	10,899,496
国債証券	898,250,188
地方債証券	4,975,318
派生商品評価勘定	11,555,443
未収入金	7,708,089
未収利息	5,657,568
前払費用	3,011,051
流動資産合計	953,457,229
資産合計	953,457,229
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	11,086,564
未払金	5,596,170
流動負債合計	16,682,734
負債合計	16,682,734
純資産の部	
元本等	
元本	277,536,320
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	659,238,175
元本等合計	936,774,495
純資産合計	936,774,495
負債純資産合計	953,457,229

（2）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p>

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2025年3月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	277,536,320口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.3753円 (1万口当たりの純資産額33,753円)

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p>

	<p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>

・金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年3月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月6日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	279,301,734	-	276,486,458	2,815,276
	カナダ・ドル	8,548,220	-	8,420,735	127,485
	オーストラリア・ド ル	72,405,363	-	71,217,100	1,188,263
	ニュージーランド・ ドル	1,737,391	-	1,707,418	29,973
	イギリス・ポンド	42,100,151	-	42,511,623	411,472
	イスラエル・シュケ ル	862,994	-	869,181	6,187
	デンマーク・クロー ネ	2,374,006	-	2,440,946	66,940
	ノルウェー・クロー ネ	1,539,156	-	1,573,096	33,940
	スウェーデン・ク ローナ	1,772,424	-	1,918,285	145,861
	オフショア・人民元	70,011,387	-	69,045,164	966,223
	ポーランド・ズロチ	5,204,161	-	5,583,456	379,295
	ユーロ	150,895,675	-	151,960,296	1,064,621
	小計	636,752,662	-	633,733,758	3,018,904
	売建				
	アメリカ・ドル	306,482,635	-	299,452,430	7,030,205
	カナダ・ドル	7,090,558	-	6,965,298	125,260
	オーストラリア・ド ル	66,402,797	-	65,926,100	476,697
	イギリス・ポンド	35,947,128	-	36,356,095	408,967
	オフショア・人民元	39,927,451	-	39,816,317	111,134
	ユーロ	170,353,402	-	174,199,948	3,846,546
	小計	626,203,971	-	622,716,188	3,487,783
合 計		1,262,956,633	-	1,256,449,946	468,879

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年3月7日 至 2025年3月6日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	292,266,619円
同期中における追加設定元本額	54,497,262円
同期中における一部解約元本額	69,227,561円
2025年3月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	70,272,505円
三井住友・年金プラン50	110,577,125円
三井住友・年金プラン70	87,672,110円
バランスファンドVA(安定運用型) <適格機関投資家限定>	9,014,580円
合計	277,536,320円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.5 05/31/27	140,000.00	129,592.40	
		T 1.125 05/15/40	325,000.00	204,486.75	
		T 1.375 10/31/28	185,000.00	168,377.75	
		T 2.25 08/15/46	105,000.00	70,388.85	
		T 2.75 02/15/28	365,000.00	352,188.50	
		T 2.875 05/15/43	65,000.00	51,014.60	
		T 3 05/15/47	40,000.00	30,656.00	
		T 3 11/15/45	170,000.00	132,406.20	
		T 3.75 08/15/41	20,000.00	18,192.80	

	T 3.875 08/15/34	310,000.00	300,433.40	
	T 4 02/15/34	70,000.00	68,643.40	
	T 4.125 10/31/31	160,000.00	159,548.80	
	T 4.25 01/31/26	180,000.00	180,158.40	
	T 4.25 06/30/29	110,000.00	110,781.00	
	T 4.25 11/15/34	190,000.00	189,509.80	
	T 4.375 12/31/29	210,000.00	212,698.50	
	T 4.5 02/15/44	130,000.00	128,059.10	
	T 4.5 05/15/27	540,000.00	545,459.40	
	アメリカ・ドル小計	3,315,000.00	3,052,595.65 (455,599,901)	
カナダ・ドル	CAN 1 06/01/27	80,000.00	77,428.00	
	CAN 2 12/01/51	45,000.00	35,386.20	
	カナダ・ドル小計	125,000.00	112,814.20 (11,733,805)	
オーストラリア・ドル	ACGB 2.75 05/21/41	50,000.00	39,167.00	
	ACGB 3.25 06/21/39	25,000.00	21,592.50	
	ACGB 4.25 12/21/35	60,000.00	59,274.00	
	オーストラリア・ドル小計	135,000.00	120,033.50 (11,345,566)	
シンガポール・ドル	SIGB 2.875 07/01/29	70,000.00	70,809.20	
	シンガポール・ドル小計	70,000.00	70,809.20 (7,939,836)	
イギリス・ポンド	UK TSY GILT 1.125 01/31/39	130,000.00	81,009.50	
	UKT 0.5 01/31/29	20,000.00	17,399.60	
	UKT 0.625 10/22/50	30,000.00	11,041.50	
	UKT 1.75 09/07/37	35,000.00	25,023.25	
	UKT 4 10/22/31	30,000.00	29,257.80	
	UKT 4.125 07/22/29	10,000.00	9,931.90	
	UKT 4.25 07/31/34	20,000.00	19,406.40	
	UKT 4.375 01/31/40	30,000.00	28,090.20	
	UKT 4.625 01/31/34	20,000.00	20,013.40	
	イギリス・ポンド小計	325,000.00	241,173.55 (46,430,732)	
イスラエル・シュケル	ILGOV 2.25 09/28/28	50,000.00	46,893.00	
	イスラエル・シュケル小計	50,000.00	46,893.00 (1,942,242)	
オフショア・人民元	CGB 1.49 12/25/31	400,000.00	395,612.00	
	CGB 1.74 10/15/29	400,000.00	402,912.00	
	CGB 2.28 03/25/31	500,000.00	517,930.00	
	CGB 2.35 02/25/34	260,000.00	273,002.60	

		CGB 2.6 09/15/30	400,000.00	419,952.00	
		CGB 2.67 05/25/33	370,000.00	395,874.10	
		CGB 2.75 06/15/29	400,000.00	419,004.00	
		CGB 2.88 02/25/33	140,000.00	151,912.60	
		CGB 3.39 03/16/50	200,000.00	254,408.00	
		CGB 3.72 04/12/51	320,000.00	431,670.40	
		オフショア・人民元小計	3,390,000.00	3,662,277.70 (75,460,866)	
ユーロ		BGB 2.7 10/22/29	70,000.00	70,062.30	
		BGB 4.25 03/28/41	40,000.00	42,842.80	
		DBR 2.2 02/15/34	80,000.00	76,707.20	
		DBR 2.6 05/15/41	20,000.00	18,914.00	
		FRTR 0 11/25/29	215,000.00	188,625.95	
		FRTR 0 11/25/31	140,000.00	114,227.40	
		FRTR 2 11/25/32	40,000.00	36,718.00	
		FRTR 2.5 05/25/43	45,000.00	37,217.70	
		FRTR 2.75 02/25/29	30,000.00	30,036.60	
		FRTR 3 05/25/54	20,000.00	16,587.20	
		FRTR 3 11/25/34	50,000.00	48,204.00	
		FRTR 3.25 05/25/45	10,000.00	9,190.70	
		NETHER 2.5 07/15/34	210,000.00	202,782.30	
		SPGB 1.25 10/31/30	40,000.00	36,582.40	
		SPGB 1.4 04/30/28	100,000.00	96,577.00	
		SPGB 1.5 04/30/27	240,000.00	235,569.60	
		SPGB 2.35 07/30/33	50,000.00	46,755.00	
		SPGB 2.7 10/31/48	25,000.00	20,195.25	
		SPGB 3.1 07/30/31	30,000.00	30,146.70	
		SPGB 3.45 07/30/43	180,000.00	168,946.20	
	SPGB 3.5 05/31/29	240,000.00	247,161.60		
	SPGB 4.7 07/30/41	10,000.00	11,071.30		
		ユーロ小計	1,885,000.00	1,785,121.20 (287,797,240)	
国債証券合計				898,250,188 (898,250,188)	
地方債証券	カナダ・ドル	ONT 2.05 06/02/30	50,000.00	47,835.00	
		カナダ・ドル小計	50,000.00	47,835.00 (4,975,318)	
地方債証券合計				4,975,318 (4,975,318)	
合計				903,225,506 (903,225,506)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
	国債証券	地方債証券		
アメリカ・ドル	国債証券	18銘柄	48.6%	50.4%
カナダ・ドル	国債証券	2銘柄	1.3%	1.3%
	地方債証券	1銘柄	0.5%	0.6%
オーストラリア・ドル	国債証券	3銘柄	1.2%	1.3%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	0.8%	0.9%
イギリス・ポンド	国債証券	9銘柄	5.0%	5.1%
イスラエル・シケル	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
オフショア・人民元	国債証券	10銘柄	8.1%	8.4%
ユーロ	国債証券	22銘柄	30.7%	31.9%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【中間財務諸表】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期中間計算期間(2025年3月7日から2025年9月6日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【三井住友・年金プラン30】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 (2025年 3月 6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年 9月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	212,237	142,936
コール・ローン	25,797,253	20,297,778
親投資信託受益証券	2,503,143,061	2,598,275,590
未収入金	2,430,000	90,000
未収利息	-	264
流動資産合計	2,531,582,551	2,618,806,568
資産合計	2,531,582,551	2,618,806,568
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,424,951	113,795
未払受託者報酬	1,121,459	1,111,053
未払委託者報酬	11,495,403	11,388,687
その他未払費用	146,300	146,300
流動負債合計	15,188,113	12,759,835
負債合計	15,188,113	12,759,835
純資産の部		
元本等		
元本	1,457,059,343	1,455,209,562
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,059,335,095	1,150,837,171
(分配準備積立金)	597,987,441	576,595,037
元本等合計	2,516,394,438	2,606,046,733
純資産合計	2,516,394,438	2,606,046,733
負債純資産合計	2,531,582,551	2,618,806,568

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第25期中間計算期間 自 2024年 3月 7日 至 2024年 9月 6日	第26期中間計算期間 自 2025年 3月 7日 至 2025年 9月 6日
営業収益		
受取利息	10,377	112,870
有価証券売買等損益	43,046,152	103,582,529
営業収益合計	43,035,775	103,695,399
営業費用		
支払利息	34	-
受託者報酬	1,142,153	1,111,053
委託者報酬	11,707,518	11,388,687
その他費用	146,301	146,300
営業費用合計	12,996,006	12,646,040
営業利益又は営業損失（ ）	56,031,781	91,049,359
経常利益又は経常損失（ ）	56,031,781	91,049,359
中間純利益又は中間純損失（ ）	56,031,781	91,049,359
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	333,031	571,121
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,117,892,264	1,059,335,095
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,556,176	38,115,745
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43,556,176	38,115,745
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,077,804	38,234,149
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,077,804	38,234,149
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,060,671,886	1,150,837,171

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第26期中間計算期間 自 2025年3月7日 至 2025年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第25期 (2025年3月6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,457,059,343口	1,455,209,562口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.7270円 (1万口当たりの純資産額17,270円)	1口当たり純資産額 1.7908円 (1万口当たりの純資産額17,908円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第25期 (2025年3月6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
期首元本額	1,470,020,800円	1,457,059,343円
期中追加設定元本額	103,723,130円	50,742,940円
期中一部解約元本額	116,684,587円	52,592,721円

【三井住友・年金プラン50】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第25期 (2025年 3月 6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年 9月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	332,206	287,182
コール・ローン	40,379,289	40,781,669
親投資信託受益証券	3,923,300,927	4,164,920,358
未収入金	5,640,000	580,000
未収利息	-	531
流動資産合計	3,969,652,422	4,206,569,740
資産合計	3,969,652,422	4,206,569,740
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,633,187	823,881
未払受託者報酬	1,751,321	1,763,097
未払委託者報酬	22,329,963	22,480,123
その他未払費用	200,200	200,200
流動負債合計	29,914,671	25,267,301
負債合計	29,914,671	25,267,301
純資産の部		
元本等		
元本	1,907,130,704	1,892,040,699
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	2,032,607,047	2,289,261,740
(分配準備積立金)	1,314,865,021	1,262,692,702
元本等合計	3,939,737,751	4,181,302,439
純資産合計	3,939,737,751	4,181,302,439
負債純資産合計	3,969,652,422	4,206,569,740

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第25期中間計算期間 自 2024年 3月 7日 至 2024年 9月 6日	第26期中間計算期間 自 2025年 3月 7日 至 2025年 9月 6日
営業収益		
受取利息	16,378	181,653
有価証券売買等損益	86,891,616	296,959,431
営業収益合計	86,875,238	297,141,084
営業費用		
支払利息	50	-
受託者報酬	1,788,946	1,763,097
委託者報酬	22,809,631	22,480,123
その他費用	200,202	200,200
営業費用合計	24,798,829	24,443,420
営業利益又は営業損失（ ）	111,674,067	272,697,664
経常利益又は経常損失（ ）	111,674,067	272,697,664
中間純利益又は中間純損失（ ）	111,674,067	272,697,664
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	835,745	2,389,249
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,084,700,186	2,032,607,047
剰余金増加額又は欠損金減少額	68,681,744	68,307,922
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	68,681,744	68,307,922
剰余金減少額又は欠損金増加額	89,437,201	81,961,644
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	89,437,201	81,961,644
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,951,434,917	2,289,261,740

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第26期中間計算期間 自 2025年3月7日 至 2025年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第25期 (2025年3月6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,907,130,704口	1,892,040,699口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.0658円 (1万口当たりの純資産額20,658円)	1口当たり純資産額 2.2099円 (1万口当たりの純資産額22,099円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	第25期 (2025年3月6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
期首元本額	1,943,335,982円	1,907,130,704円
期中追加設定元本額	122,768,629円	61,809,029円
期中一部解約元本額	158,973,907円	76,899,034円

【三井住友・年金プラン70】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 (2025年 3月 6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年 9月 6日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	313,248	239,730
コール・ローン	38,075,015	34,043,129
親投資信託受益証券	3,104,944,835	3,464,538,589
未収入金	1,310,000	3,240,000
未収利息	-	443
流動資産合計	3,144,643,098	3,502,061,891
資産合計	3,144,643,098	3,502,061,891
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,336,526	5,141,600
未払受託者報酬	1,374,964	1,418,592
未払委託者報酬	20,968,774	21,634,249
その他未払費用	234,300	234,300
流動負債合計	23,914,564	28,428,741
負債合計	23,914,564	28,428,741
純資産の部		
元本等		
元本	1,326,083,279	1,335,820,542
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,794,645,255	2,137,812,608
(分配準備積立金)	1,128,174,898	1,086,875,742
元本等合計	3,120,728,534	3,473,633,150
純資産合計	3,120,728,534	3,473,633,150
負債純資産合計	3,144,643,098	3,502,061,891

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第25期中間計算期間 自 2024年 3月 7日 至 2024年 9月 6日	第26期中間計算期間 自 2025年 3月 7日 至 2025年 9月 6日
営業収益		
受取利息	12,531	150,485
有価証券売買等損益	89,119,487	351,933,754
営業収益合計	89,106,956	352,084,239
営業費用		
支払利息	46	-
受託者報酬	1,385,800	1,418,592
委託者報酬	21,134,194	21,634,249
その他費用	234,302	234,300
営業費用合計	22,754,342	23,287,141
営業利益又は営業損失（ ）	111,861,298	328,797,098
経常利益又は経常損失（ ）	111,861,298	328,797,098
中間純利益又は中間純損失（ ）	111,861,298	328,797,098
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	136,303	4,101,786
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,787,694,391	1,794,645,255
剰余金増加額又は欠損金減少額	105,668,044	85,674,944
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	105,668,044	85,674,944
剰余金減少額又は欠損金増加額	129,877,042	67,202,903
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	129,877,042	67,202,903
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,651,487,792	2,137,812,608

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項目	第26期中間計算期間 自 2025年3月7日 至 2025年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第25期 (2025年3月6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,326,083,279口	1,335,820,542口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.3533円 (1万口当たりの純資産額23,533円)	1口当たり純資産額 2.6004円 (1万口当たりの純資産額26,004円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第25期 (2025年3月6日現在)	第26期中間計算期間 (2025年9月6日現在)
期首元本額	1,345,646,327円	1,326,083,279円
期中追加設定元本額	133,951,150円	59,375,048円
期中一部解約元本額	153,514,198円	49,637,785円

(参考)

「三井住友・年金プラン30」、「三井住友・年金プラン50」および「三井住友・年金プラン70」は、「国内株式マザーファンド(B号)」、「国内債券マザーファンド(B号)」、「外国株式マザーファンド(B号)」および「外国債券マザーファンド(B号)」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式マザーファンド(B号)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年9月6日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	239,406
コール・ローン	33,997,119
株式	3,494,059,860
未収入金	62,400,043
未収配当金	1,230,580
未収利息	442
流動資産合計	3,591,927,450

資産合計

3,591,927,450

負債の部

流動負債

未払金	70,631,775
未払解約金	90,000
流動負債合計	70,721,775

負債合計

70,721,775

純資産の部

元本等

元本	1,023,863,519
剰余金	

剰余金又は欠損金（ ）	2,497,342,156
元本等合計	3,521,205,675
純資産合計	3,521,205,675
負債純資産合計	3,591,927,450

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年3月7日 至 2025年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年9月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,023,863,519口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.4391円 (1万口当たりの純資産額34,391円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年9月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。
----------------------------	--

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年9月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,227,104,004円
同期中における追加設定元本額	58,868,146円
同期中における一部解約元本額	262,108,631円
2025年9月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	152,452,859円
三井住友・年金プラン50	398,558,712円
三井住友・年金プラン70	472,851,948円
合計	1,023,863,519円

国内債券マザーファンド(B号)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年9月6日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	126,245,763
コール・ローン	17,927,690,971
国債証券	223,388,442,190
地方債証券	3,905,899,900
特殊債券	12,560,692,370
社債券	144,164,616,200
派生商品評価勘定	35,869,080
未収入金	3,575,196,600
未収利息	1,012,787,039
前払費用	123,955,358
差入委託証拠金	157,582,748
流動資産合計	406,978,978,219
資産合計	406,978,978,219
負債の部	
流動負債	
前受金	3,680,000
未払金	3,700,000,000
未払解約金	14,994,519
流動負債合計	3,718,674,519
負債合計	3,718,674,519

純資産の部	
元本等	
元本	314,399,654,214
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	88,860,649,486
元本等合計	403,260,303,700
純資産合計	403,260,303,700
負債純資産合計	406,978,978,219

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2025年3月7日 至 2025年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年9月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	314,399,654,214口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2826円 (1万口当たりの純資産額12,826円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年9月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年9月6日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	長国先 0709月	13,484,210,920	-	13,520,080,000	35,869,080
	小計	13,484,210,920	-	13,520,080,000	35,869,080
合計		13,484,210,920	-	13,520,080,000	35,869,080

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年9月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	294,716,803,109円
同期中における追加設定元本額	22,116,886,294円
同期中における一部解約元本額	2,434,035,189円
2025年9月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	1,181,410,445円
三井住友・年金プラン50	1,248,138,525円
三井住友・年金プラン70	497,584,617円
三井住友・DCバランスファンド(安定型)	118,907,308円
三井住友・DCバランスファンド(安定成長型)	270,211,991円
三井住友・DCバランスファンド(成長型)	107,023,835円
三井住友・DC国内債券アクティブ	307,965,071円

三井住友・日本債券年金ファンド	4,248,988,068円
S M A M・年金国内債券アクティブファンド(適格機関投資家専用)	2,533,181,250円
S M A M・バランスファンドV A安定型(適格機関投資家専用)	56,000,714円
S M A M・バランスファンドV A株40型(適格機関投資家専用)	1,229,331円
バランスファンドV A(安定運用型)<適格機関投資家限定>	57,834,165円
三井住友/ F O F s用日本債F(適格機関投資家限定)	303,771,178,894円
合 計	314,399,654,214円

外国株式マザーファンド(B号)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

(2025年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	20,546,843
金銭信託	113,507
コール・ローン	16,118,765
株式	1,894,682,187
未収配当金	1,020,972
未収利息	209
流動資産合計	1,932,482,483
資産合計	1,932,482,483
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,820,000
流動負債合計	3,820,000
負債合計	3,820,000
純資産の部	
元本等	
元本	298,562,212
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,630,100,271
元本等合計	1,928,662,483
純資産合計	1,928,662,483
負債純資産合計	1,932,482,483

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年3月7日 至 2025年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	<p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年9月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	298,562,212口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 6.4598円 (1万口当たりの純資産額64,598円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年9月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(2025年9月6日現在)
開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	295,231,243円
同期中における追加設定元本額	94,113,353円
同期中における一部解約元本額	90,782,384円
2025年9月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	46,418,523円
三井住友・年金プラン50	120,259,738円
三井住友・年金プラン70	131,883,951円
合計	298,562,212円

外国債券マザーファンド (B号)

(1) 貸借対照表

(単位 : 円)

(2025年9月6日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	9,111,421
金銭信託	89,121
コール・ローン	12,655,674
国債証券	1,019,478,864
地方債証券	5,126,151
派生商品評価勘定	119,921
未収入金	20,034,873
未収利息	5,923,931
前払費用	3,301,309
流動資産合計	1,075,841,265
資産合計	1,075,841,265
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	39,677
未払金	19,469,821
流動負債合計	19,509,498
負債合計	19,509,498
純資産の部	
元本等	
元本	300,783,150
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	755,548,617
元本等合計	1,056,331,767
純資産合計	1,056,331,767
負債純資産合計	1,075,841,265

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2025年3月7日 至 2025年9月6日
-----	----------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2025年9月6日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	300,783,150口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.5119円 (1万口当たりの純資産額35,119円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2025年9月6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券、地方債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年9月6日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			う ち 1 年 超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	87,442,855	-	87,460,198	17,343
	オーストラリア・ド ル	15,645,883	-	15,627,281	18,602
	イスラエル・シュケ ル	921,591	-	919,629	1,962
	デンマーク・クロー ネ	69,276	-	69,168	108
	ノルウェー・クロー ネ	393,672	-	393,155	517
	スウェーデン・ク ローナ	374,938	-	374,560	378
	オフショア・人民元	15,654,983	-	15,647,839	7,144
	小計	120,503,198	-	120,491,830	11,368
	売建				
	アメリカ・ドル	16,142,860	-	16,153,826	10,966
	カナダ・ドル	8,965,654	-	8,961,514	4,140
	オーストラリア・ド ル	13,815,479	-	13,808,347	7,132
	シンガポール・ドル	6,198,654	-	6,194,016	4,638
	ニュージーランド・ ドル	1,812,960	-	1,809,933	3,027
	イギリス・ポンド	4,541,757	-	4,540,032	1,725
	ポーランド・ズロチ	523,039	-	522,122	917
	ユーロ	55,973,199	-	55,892,200	80,999
	小計	107,973,602	-	107,881,990	91,612
合 計		228,476,800	-	228,373,820	80,244

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年9月6日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	277,536,320円
同期中における追加設定元本額	54,229,219円
同期中における一部解約元本額	30,982,389円
2025年9月6日現在の元本の内訳	
三井住友・年金プラン30	73,704,705円
三井住友・年金プラン50	118,602,684円
三井住友・年金プラン70	99,150,739円
バランスファンドVA(安定運用型) <適格機関投資家限定>	9,325,022円
合計	300,783,150円

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・年金プラン30

2025年9月30日現在

資産総額	2,629,655,200円
負債総額	1,777,971円
純資産総額（ - ）	2,627,877,229円
発行済口数	1,454,919,868口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	1.8062円 (18,062円)

三井住友・年金プラン50

2025年9月30日現在

資産総額	4,235,141,203円
負債総額	11,484,235円
純資産総額（ - ）	4,223,656,968円
発行済口数	1,884,594,522口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	2.2411円 (22,411円)

三井住友・年金プラン70

2025年9月30日現在

資産総額	3,549,838,409円
負債総額	3,851,618円
純資産総額（ - ）	3,545,986,791円
発行済口数	1,337,219,749口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	2.6518円 (26,518円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

- イ 名義書換
該当事項はありません。
- ロ 受益者名簿
作成しません。
- ハ 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a . 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b . 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c . 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年9月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

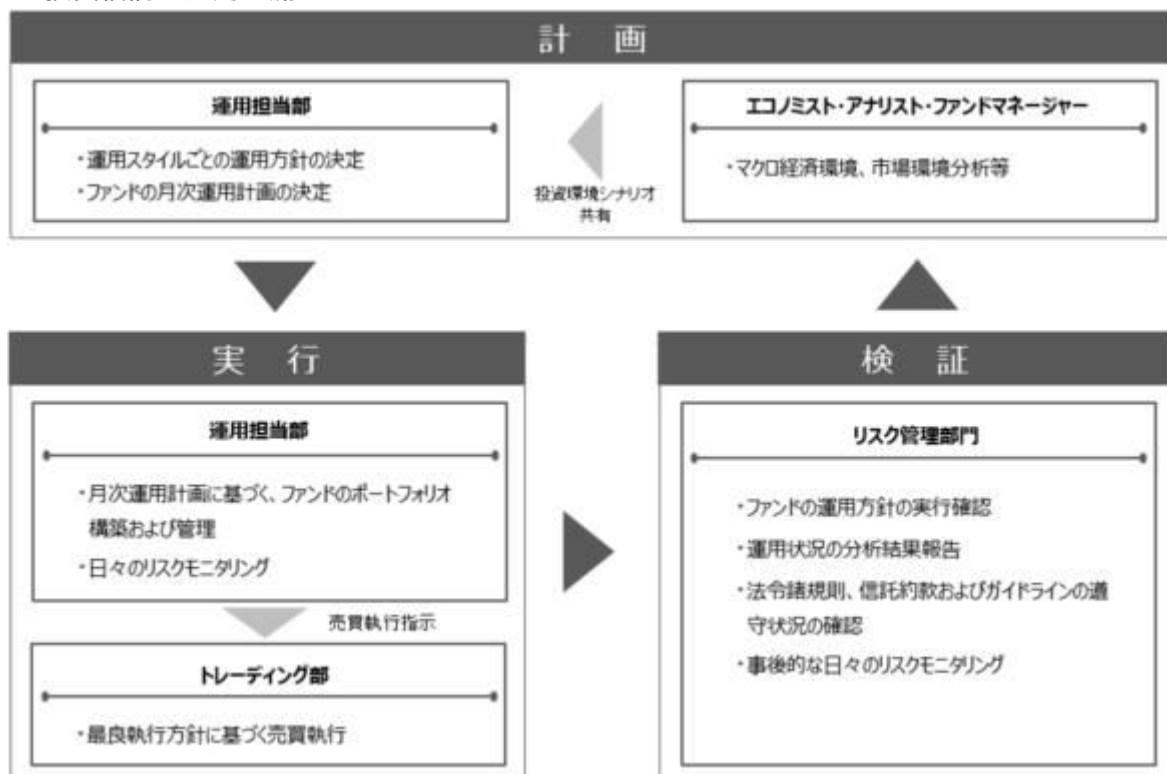
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	652	14,535,591
単位型株式投資信託	68	617,998
追加型公社債投資信託	1	23,276
単位型公社債投資信託	119	175,000
合計	840	15,351,866

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-

有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん	101,101	511,487
顧客関連資産	2,740,868	2,436,327
電話加入権	9,332,065	7,218,790
商標権	12,706	12,706
	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用		
未払消費税等	7,405,559	7,518,259
未払法人税等	937,155	1,255,374
賞与引当金	5,104,541	503,871
その他の流動負債	2,854,060	3,393,355
	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177

営業利益	6,371,877	10,392,045
------	-----------	------------

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益				
受取配当金		11,021,392		388,907
受取利息		2,840		46,258
金銭の信託運用益		199,056		-
時効成立分配金・償還金		461		506
原稿・講演料		2,143		2,440
投資有価証券償還益		5,384		115
投資有価証券売却益		12,261		826
投資事業組合運用益		-		36,683
為替差益		-		75,948
不動産賃貸料		108,505		117,054
雑収入		20,632		41,618
営業外収益合計		11,372,678		710,359
営業外費用				
金銭の信託運用損		-		88,979
投資有価証券償還損		10,829		137,207
投資有価証券売却損		48,575		93
投資事業組合運用損		-		56,719
為替差損		4,701		-
雑損失		-		4,818
営業外費用合計		64,106		287,820
経常利益		17,680,450		10,814,585
特別利益				
子会社株式売却益	1	14,096,622		672,682
特別利益合計		14,096,622		672,682
特別損失				
固定資産除却損	2	12,385		76,933
固定資産売却損		-		204
投資有価証券評価損		-		3,191
特別損失合計		12,385		80,328
税引前当期純利益		31,764,687		11,406,939
法人税、住民税及び事業税		7,802,794		3,062,795
法人税等調整額		1,314,394		162,825
法人税等合計		6,488,400		2,899,969
当期純利益		25,276,287		8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	-千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 其他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
其他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 其他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 其他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、

時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 1,598,506千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（その他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,642,605	未払手数料	1,630,250
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	6,960,278	未払手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	8,327,979	未払手数料	2,117,600
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	7,176,048	未払手数料	1,490,173
親会社の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ合衆国アラバマ州ウィルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持株会社)	-	-	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
 - (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

- (口) 資本金の額 342,037百万円（2025年3月末現在）
 (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2025年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

口 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2025年3月末現在	事業の内容
住友生命保険相互会社	689,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

住友生命保険相互会社の資本金の額の箇所には、基金および基金償却積立金の合計額を記載しております。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

販売会社である住友生命保険相互会社は、委託会社株式を10.4%保有しています。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

- (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
- (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
- (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
- (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
- (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
- (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管

理番号等を記載することがあります。

- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書(交付目論見書)で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン30の2024年3月7日から2025年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン30の2025年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン50の2024年3月7日から2025年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン50の2025年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン70の2024年3月7日から2025年3月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・年金プラン70の2025年3月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン30の2025年3月7日から2025年9月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・年金プラン30の2025年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年3月7日から2025年9月6日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン50の2025年3月7日から2025年9月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・年金プラン50の2025年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年3月7日から2025年9月6日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月19日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第11項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・年金プラン70の2025年3月7日から2025年9月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友・年金プラン70の2025年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月7日から2025年9月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。